

別海町議会会議録

第3号(令和5年3月11日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 8番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 4番 伊勢徹 議員
- ④ 3番 高橋真結美 議員
- ⑤ 10番 外山浩司 議員
- ⑥ 7番 横田保江 議員
- ⑦ 2番 吉田和行 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 8番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 4番 伊勢徹 議員
- ④ 3番 高橋真結美 議員
- ⑤ 10番 外山浩司 議員
- ⑥ 7番 横田保江 議員
- ⑦ 2番 吉田和行 議員

○出席議員(16名)

1番 市川聖母	2番 吉田和行
3番 高橋真結美	4番 伊勢徹
5番 貞宗拓雄	6番 宮越正人
7番 横田保江	8番 田村秀男
9番 小椋哲也	10番 外山浩司
11番 今西和雄	12番 松原政勝
13番 中村忠士	(午前) 14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員(1名)

(午後) 14番 佐藤初雄

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 監 査 委 員 齊 藤 雅 美
 農 業 委 員 会 会 長 信 夫 重 勝
 福 祉 部 長 干 場 みゆき
 建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明
 総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎
 福 祉 部 次 長 小 川 信 明
 生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 福 原 義 人
 総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 長 岩 口 裕 昭
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹
 町 民 課 特 命 課 長 上 田 健 一
 町 民 保 健 セ ン タ ー 兼 母 子 健 康 セ ン タ ー 長 小 川 信 明
 商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
 建 築 住 宅 課 長 外 石 昭 博
 上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
 教 育 委 員 会 指 導 参 事 吉 光 寺 勝 己
 図 書 館 長 他 塚 啓
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 防 災 監 三 瓶 秀 憲
 商 工 観 光 課 主 査 武 田 妙 子
 上 下 水 道 課 主 幹 福 原 仁 史
 町 民 課 主 査 岩 光 理 代 子
 農 政 課 主 査 金 澤 亮 太
 上 下 水 道 課 主 任 矢 野 勝 也

副 町 長 浦 山 吉 人
 代 表 監 査 委 員 竹 中 仁
 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 永 田 雅 夫
 総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
 産 業 振 興 部 長 佐 々 木 栄 典
 教 育 部 長 宮 本 栄 一
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 寺 尾 真 太 郎
 福 祉 部 次 長 谷 村 将 志
 建 設 水 道 部 次 長 外 石 昭 博
 監 査 委 員 事 務 局 長 新 堀 光 行
 総 合 政 策 課 長 松 本 博 史
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
 福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵
 町 民 課 長 谷 村 将 志
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
 農 政 課 長 皆 川 学
 水 産 み ど り 課 長 小 野 武 史
 上 下 水 道 課 長 千 葉 宏
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 生 涯 学 習 課 長 木 戸 口 誠
 総 務 課 主 幹 武 田 聖 士
 福 祉 課 主 幹 澤 田 憲 一
 建 築 住 宅 課 主 幹 篠 田 敬 介
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 主 査 寺 澤 淳 司
 介 護 支 援 課 主 査 松 本 静 香
 商 工 観 光 課 主 査 松 本 芳 樹

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 2 番 松 原 政 勝
 1 4 番 佐 藤 初 雄

1 3 番 中 村 忠 士
 (追加) 1 5 番 戸 田 憲 悦

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 13番中村議員。
○13番（中村忠士君） はい。
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。
○14番（佐藤初雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、8番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○8番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。
今回、初めてのYouTube配信ということで、しっかりと質問するように心掛けます。
質問のタイトルは、「続・人口減少や高齢化時代の持続可能なまちづくりについて」です。
質問の趣旨を述べます。
自分の定住してきた町は、子供の頃からの思い出もたくさんあり、良いところや悪いところを鮮明に覚えています。
昨年11月に議会が開催した地域めぐり懇談会でも、定住者や移住者から多様なご意見を頂き、自分の住む町への思いは「熱い気持ちであふれているなんだなあ。」と痛烈に感じました。

町民の声や執行機関の事務事業を分析して、行政との政策論議を経て課題解決を目指していくことは、議員の大切な使命の一つであります。

私が、今まで一般質問した事項は、人口減少や高齢化時代のまちづくりの対策を基本とし、課題解決や政策提言をただしています。

その課題解決のため、質問者は、その公式見解が形骸化しないよう、より深く確認することが責務であり、答弁者は、自分の発言に責任を持ち、しっかりと答弁することで、町民への説明責任を果たすものです。

検討・協議結果が、財政上あるいは業務量などで、実施できない場合があることも承知しています。

納得できる理由がある場合には、説明責任を果たしたものと理解します。

「検討・協議します。」と答弁した結果が、示されないのは初めから考えないことと同じで、説明責任を放棄していることです。

以上のことから、今まで、私が一般質問した事項の中で、追跡を必要とする取組状況について、「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのようにしたか。」を追跡質問することで、令和2年第1回の定例会で行なった私の追跡質問の続編として、曾根町政2期目の総括とします。

そこで、以下の追跡質問をいたします。

1点目でございます。

地場産品の物産売場について。

令和2年第3回定例会の一般質問において、「交流館ぷらとを拠点に、矢白別演習場周辺まちづくり構想策定時に行なった住民懇談会やアンケートでも、課題として意見があった地場産品の物産売場やA T Mの設置の展開など、交通弱者に対する身近にある便利な街づくりを進め、併せて観光やイベント開催時における来町者が大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した商店振興の起爆剤となる道の駅的な機能の創造に向けて検討する考えがあるか。」との質問に対して、「ぷらとを改修し、一定期間試験営業を行なった結果を見て、分析、検討する必要があることから、今後も商工会と協議を継続していきたい。」と答弁されています。

では、どのくらいの期間試験営業を行ったのか、試験営業結果をどのように分析、検討したのか、商工会との継続協議の内容を追跡質問します。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

現状、一定期間の試験営業までには至っておりません。

当時、商工会では国の事業を活用して施設建設を検討中でしたが、具体的な計画には至っておりませんでした。

町といたしましては、当初から商工会が要望する物産販売所を設置する場合は、新築ではなく、交流館ぷらとを改修し、利活用ができないかと考えておりました。

このことから、交流館ぷらとを改修したのちに、一定期間試験営業を行い、結果の分析、検討する必要があると考えていたことから、これらを今後も商工会と継続協議していきたい旨を答弁しました。

改修に関する町としての考え方は、商工会事務局を2階へ移し、それに伴い、現商工会事務局スペースを物産販売所として改修する案を持っておりましたが、商工会としては、

1階から2階への事務所移転については、利便性に欠けるなどの懸念から交流館ぷらと内での物産販売所の開設ではなく、独立した建造物の新築が望まれています。

また、物産販売所を開設した後の経営形態や施設の管理運営方法、それらを担う組織などの具体案がないなど、竣工後にも課題があるため、具体的な協議には至っていないのが現状です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今の答弁で、現状には理解しましたけどね。

前回の答弁で、ぷらとを改修して試験営業をしないと、その後の検討協議ができないという考え方ですよ。

今、聞きましたら、まだやってないと。

改修もしてないし、試験営業もしてないと。

当然、商工会との継続協議もやってないわけですよ。

そのことはわかりました。

ちょっと、再質問しますけども、去年、令和5年の11月の27日の委員会の中で、この要点記録を見ると、物産館を含め道の駅の新たな創造、創設及び尾岱沼における尾岱沼にあるですね、今ある道の駅の充実についてはという質問のやりとりがあったんですけども、その中ではですね、一時、その文部科学省から奥行臼駅通公園に史跡公園に、道の駅を作ってはどうかという打診があったと。

それに対して、商工会は、奥行のところには物産館はいらないという見解を示しています。

それから、教育委員会の見解では、史跡公園にかかるお金よりも、道の駅を作るお金の方が多くなり過ぎて、非現実的だっていう見解を示しています。

産業振興部の見解では、物産館の建設はさほど問題はないが、建設後の管理運営が難しいと思うので、早急には困難との見解を示しています。

先ほどの答弁では、やはり説明責任はほど遠い感じがします。

何かそれぞれの部署で、考え方がまちまちで、私たちは戸惑うばかりです。

それではですね、矢臼別演習場周辺まちづくり構想策定時に行った住民懇談会やアンケートでも、課題として意見があった問題です。

改めてですね、総合的なまちづくりを視点とした、物産館を含む道の駅の構想を持っているのかいないのか。

ないのであれば、総計の中間見直しに盛り込むのか、それとも新年度予算に盛り込まれている地域おこし協力隊推進事業、この中で、集客拠点づくり事業、これに3人も会計年度職員で応募することになってますんで、その中で、協議をしてヒントを得るのか。

今後、構想を策定するのであればですね、物産館を含む道の駅構想が、どのように役所の中で、横断的に協議をなされていくのか、その点について、再質問いたします。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 田村議員のこの後の質問にも関連していくものではないかと思っておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

前段、各部署です、取り組みの姿勢、考え方がまちまちではないかという、御指摘もございましたけれども、まずその中でですね、産業振興部からは、建設についてはさほ

ど問題はないがという部分でのお話もございましたけども、それについては、ハードの物を建設ということについては、それは計画を立てればできることですが、産業振興部長の方からですね、説明もありましたように、その後の管理体制、その辺のものがですね、きっちり土台作りができていない中で、建設だけに前のめりになって、取り進めるのはいかがかという議論の中でということで、申し上げさせていただいたところではないかというふうに認識をしております。

それで、総合的なまちづくりを視点とした物産館を含む、道の駅構想を持っているのかという、お尋ねでございましたけれども、現時点で、いわゆる物産館あるいは道の駅という具体的な名称でのはっきりとした構想は持っておりません。

しかしながら、これまでのアンケート等の中でですね、言われている、多くの方々が求めておられるのは、町内の特産品やあるいは町内での生産物を利用して作られた加工品等を購入できる場所はないのかあるいは販売はしないのか、ということではないのかというふうに認識をしております。

まずは、それらをですね、管理体制等を整備しながらですね、既存の施設等をまずは活用しながらということの中での、販売等ですね、新年度から進めるべく、現在、準備を進めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、持っていないなら総合計画の中で中間見直しに盛り込むべきではないかということでございますけれども、ただいま申し上げましたようにですね、申し上げた取組を盛り込むことを視野にですね、さらにブラッシュアップを行っていききたいというふうに考えております。

それから、横断的に協議がされているのかということに関しましては、頻繁に継続的にですね、連携をとって協議をしているという現状にはございません。

断片的に協議を行っているということはございますのが正直なところでございます。

これについては、本当に御指摘のとおりですね、きちんとした形のものをつくり上げて行くためにもですね、ますます意識を持った中でですね、横断的な議論をですね、活発化させていくよう、先ほど申し上げましたとおり、新年度からですね、具体的に取り組んでまいりますので、その中でも意識しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 新年度から、具体的に取り組むという回答をいただきましたので、ぜひ早急にやってください。

2点目です。

町職員の人材育成について。

令和3年第2回定例の一般質問において、「町職員の人材育成に関する基本的な考え方は、基本方針策定当時と大きく変わらないところですが、策定から一定期間経過していることから、国や道、民間団体等との人事交流を初めとして、現在行っている人材育成の手法や目的等を含め、時代に即した基本方針となるような必要な見直しを行うこととし、持続可能なまちづくりに不可欠な人材育成につなげていきたいと考えています。」と町職員の人材育成の質問に答弁しています。

では、制度改正が頻繁に行われ、著しいデジタル化の進展などの予測困難な時代に即し

た人材育成基本方針の見直し結果を示して頂きたい。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 前回の一般質問を經まして、令和4年2月に、人材育成基本方針の必要性や具体的な取組について、主に、時点修正的な内容に見直しました。

御指摘の、情報通信技術の急速な発展など、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応することが求められているという背景も明示いたしました。

一方、平成12年の策定時に、目指すべき職員像として示しました4本の柱があります。

一つ目は住民が主役であるとの認識を持った職員、二つ目に公正・公平・誠実で信頼される職員、三つ目に広い視野と先見性を持った職員、四つ目に柔軟な発想と創造力・行動力を持った職員、こちら4点になりますが、この目指すべき4本の柱については、予測困難な時代が訪れようとも不変のものと判断し、継続方針としております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 時点修正的な内容に見直しをしたというふうに理解しております。

それではですね、時代に即した人材育成基本方針がですね、示されれば、まず一つ目は、職員一人一人が能力を最大限に発揮できることですよね。

それから、二つ目は、自治体経営としての組織力の向上にもつながると。

それから、三つ目は、そのことによって、住民サービスの向上と職員満足度、これの向上になると。

このプロセスを、私は大切にすべきだと思っておりますけれども、この点については、共通の執行者側の共通の認識としてよろしいか、ちょっと見解を伺います。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 今、田村議員おっしゃられたとおり、まさにそのためのですね、人材育成基本方針の見直しであると認識しておりますので、いろいろと自治体のDX推進ですとか、そういうことが、今、進んでおりまして、時代の流れが、今、大きく変わろうとしている中でですね、これまでの人材育成方針もまた改めて見直ししていく必要があると認識しておりますので、来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 来年度から取り組むということなんで、国でもね、今年の6月に行政のデジタル化に関する基本方針を策定する予定ですよ。

地方自治体のDX化、デジタルトランスフォーメーションについてはですね、どんどん進んでいます。

ぜひですね、これに対応できる専門的な人材育成も含めて、しっかりと基本方針を持った中で進めていただきたい。

3点目に移ります。

市民後見人制度について。

令和3年第4回定例会の一般質問において、「市民後見人は、裁判所から選任されるまでには、確かに3年から4年の期間が必要になる。令和5年度に20名の受講目標で、2025年までの需要には対応できる。」と質問に対して答弁されています。

では、需要に対応できる根拠として、2025年までの需要数と令和5年度の受講者及び選任された市民後見人の数を示してください。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） それでは、お答えいたします。

令和5年度の市民後見人養成講座の受講者数ですが、残念ながら受講希望者数が少なく、実施可能人員を満たさなかったことから開催を中止しました。

また、現在までに家庭裁判所から選任された市民後見人はありません。

さらに、2025年までに後見を必要とされる需要数につきましては、町内外の弁護士または司法書士へ直接申立てを行う方、社会福祉協議会で運営している安心サポートセンターでの申立てを行う方、現在受任中の方を含めて15名程度を見込んでおります。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今の答弁では、計画20名に対して15名受講者、それから市民後見人はゼロ、利用者が数が15名とそういうことですね。

それでは、前回答弁した、公式見解で、十分2025年問題にも対応できるっていうふうに答弁しているわけですから、それが実施できない。

そういうことになりますね。

今後、ますます高齢化が加速しますよね。

団塊の世代が介護を必要となる年齢に年代なります。

この間の説明では、別海町高齢者保健福祉計画、あと第9期の介護保険事業計画を見ても、別海町の65歳以上の高齢者人口は、令和5年見込みで4,230人にもなるんですよ。

高齢化率は29.7と、どんどんどんどん増えていきます。

要支援だとか要介護認定者は700人というふうに、年々増加していく中で、やっぱりこの問題は、特にしっかりと事前の準備をしておかないと。

防災と同じにですね、事前の準備が、必ず被害を小さく抑えるんですよ。

ですから、こういう問題もしっかりと事前の準備をしっかりとやっていただきたいと思っております。

その件については、ちょっと所見、どのように考えてるか、ちょっともう1回伺います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

需要数の関係ですけれども、現在も、2024年度までの需要数としましては、継続して受任している方を含めてですね、12件受任をして、実際後見を実施しております。

先ほど、今後の見込み需要数ということで15件ほどっていうことで、お答えしましたとおり、現在は12件お受けしておりますので、2025年度1年間で約3件ほどを見込んでおまして、計15件ほどの見込みになるというふうに確認しております。

現在、その受任についてはですね、先ほども話しました管内の弁護士さんですとか、司法書士さんですとか、あるいは社会福祉協議会で行っております安心サポートセンターの方で登録している法人後見という方々で対応しているところですので、さらに今後もですね、いろいろな案件によっては、弁護士さんや司法書士さんに受任していただく案件もあるかと思いますが、その案件によってですね、法人後見なのか、市民後見なのか、市民後見というのは、弁護士さんからの受任をされた後見人ということになりますので、その内容によって後見人を選定させていただいて、15件、2025年までですと15件の受任を受ける予定となっておりますので、先ほど議員おっしゃったような対応できないのではないかということではなくてですね、一方では、そういった対応も体制は整っているんですけども、なかなか、やはりこれからの需要件数に対応するべく、市民後見人、イコール法人後見の方々ですね、身近に町民の方で、身近に対応していただく法人後見の方を増やして行って、なるべくそういった司法書士さんや弁護士さんの方々に負担ないようにということで、町民との歩み寄りの中で、対応していきたいと考えておりますので、今後も、社会福祉協議会の安心サポートセンターの事業として、講習については、継続して実施していただくこととしておりますので、町と連携してですね、法人後見人、市民後見人の増やす、拡充していくということに、努めていきたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい。

ぜひですね、事前の準備が1番大事なんですからね。

よろしく願いいたします。

4点目です。

第2期別海町まち・ひと・しごと総合戦略について。

令和4年第1回定例会の一般質問において、「第2期別海町まち・ひと・しごと総合戦略検討推進委員会の在り方として、来年度からは、前年度決算終了後、すぐに重要業績評価指標（KPI）を取りまとめ、具体的な課題を明確にした上で、委員会に諮り、そこで出された意見について、各部署が新年度予算で検討できるかどうか協議をするため、十分な時間を作れるよう配慮するとともに、新年度予算編成後には、意見がどのように検討されたかについて、委員会にフィードバックをするという形の真に求められるPDCAサイクルを確立したいと考えている。」と質問に答弁されています。

それでは、総合戦略検討推進委員会にどんな課題を諮り、真に求められるPDCAサイクルをどのように協議・検討され、確立に至ったのかの経緯を示してください。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

戦略検討推進委員会には、人口戦略に係る4つの基本目標ごとに数値目標と重要業績評価指標、いわゆるKPIについて報告し、特に大きな乖離が生じているKPIを説明しながら、KPIの見直しも含めて施策の検証についてお諮りしているところです。

会議において、委員からは、「現状掲げているKPIに不足があるため、基幹産業の人口増減を押し量ることができないのではないか。」「子どもの預かり環境を改善して合計特殊出生率の目標達成に向かってほしい。」「自然増減はともかく、せめて社会減の抑制

策に力を入れなければ、人口減少が加速してしまうのではないか。」などの意見をいただいたところ です。

次に、これらの意見も踏まえ、真に求められるP D C Aサイクルの確立に向けた協議・検討状況について3点報告いたします。

まず、1点目として、議員からこれまで御指摘されているふるさと納税寄附件数のような目標と大きく実績が乖離しているK P Iは、P D C AサイクルのCに当たる検証作業の支障とならないよう速やかに最終目標を修正いたします。

2点目として、総合計画、総合戦略共通となりますが、今後、目標を達成するために必要なK P Iが漏れなく掲げられるよう、新年度の事業である別海町統計情報活用・見える化事業により実施する政策立案研修において、K P Iに係る基礎知識を学ぶ機会を設けることとしております。

3点目として、現在の総合戦略の4つの基本目標が政策分野で分類されており、目標達成に向けた施策を整理しにくいいため、新たな総合戦略の策定においては自然増、自然減、社会増、社会減ごとに基本目標を整理したいと考えております。

以上、運用面の改善から取り組むために、現在のところ、真に求められるP D C Aサイクルの確立には至っておりませんが、来年度に向けて、人口減少時代に真に求められる総合戦略を御提案し、真に求められるP D C Aサイクルによる人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今、例としてね、ふるさと応援寄附金の寄附件数のK P I、これは修正するというふうにおっしゃられましたんでね。

これ、誰がどう見てもおかしいんですよね。

計画では、令和6年度の件数は5,000件ですよ、K P Iが。

実績件数、今、令和5年の12月の12日現在で、65万6,225件ですよ。

これ、目標の指標が130倍以上も乖離してるんです。

それは、早急にやはり修正してですね、やっていかないと。

この計画、絵に描いた餅どころの騒ぎでないんじゃないですかね。

それは、やっぱりちゃんと修正して、速やかに進めてほしい。

それで、こういうことを踏まえてですね、委員会でも諮問してますんでね。

その結果をですね、新年度予算、これに、予算に反映できたのかどうか、ちょっとそのところお伺いします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

新年度予算への反映でございますけれども、現在の総合戦略に掲げております施策は、総合計画の事業計画とイコールとなっておりますので、本定例会に御提案している令和6年度当初予算案に多くの事業予算を反映しているところです。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい。

次、5点目いきます。

ふるさと応援制度推進事業について。

令和4年第2回定例会の一般質問において、「ふるさと応援制度推進事業は、行政の制度に対し、民間事業者がそれぞれ一定のリスクを負いながらも事業に賛同し、収益を確保しながら別海町をPRできる官民協働のモデル事業でありますので、田村議員の御提案の町内完結型拠点施設の創造についても、官民協働を軸に、その可能性について十分模索していく。」と答弁されています。

それでは、これから町が目指すべき方向の一つである、生産物を加工・ブランド化し、流通販売する工程の多くを町内で完結できる拠点施設の創造は、民との模索をどのように話し合い、可能性を生み出すことが出来たのか、出来なかったのかを伺います。

○総合政策課長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） 私からお答えいたします。

本件につきましては、令和4年第2回定例会で御質問をいただいた段階で、ふるさと応援制度推進事業によって全国に流通する返礼品の拠点施設を道央と本州に確保すべく、運送会社及び漁協ほか町内水産加工事業者と協議を重ねていたところです。

その後、令和4年10月以降に、全国の自治体に先駆けて運用したこの流通モデルが功を奏し、今年度までのふるさと納税の飛躍につながったところでございます。

このことから、生産地から消費地への流通体制に関しては、民との模索を経て、既に具体的な運用段階にまで施策が進化しており、大きな経済効果につながっております。

一方、田村議員が提言される町内で完結できる拠点施設の創造を想像した際、生産、加工、流通、販売などすべての面で官民協働によるレベルアップがまだまだ必要と認識しています。

まずは、人材を発掘し、既存の拠点の活用やインターネットビジネスからチャレンジいたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 別海町のふるさと納税についてはですね、職員体制を強化して、プロモーション活動を積極的に行うことですね、飛躍的な伸びといいますかね、結果を出している。

その成果についてはですね、大変、評価しています。

答弁の中で、レベルアップが必要ということなんですけれども、そのプロセスを踏まえてですね、次のステップという、これはどのようにまた進めていくか、ちょっとお伺いします。

○総合政策課長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） お答えいたします。

実は、先ほど、次のステップにかなり強い決意を述べたつもりでございましたけれども、次の次のステップについてお答えいたしますと、例えば、田村議員が提言される将来拠点施設においてですね、商品の企画開発を試みたいですか、包装材のデザインを試み

たい、あるいは拠点内外でおしゃれな店をやってみたい、集客や宣伝ためのマーケティングをしたい、流行する文化を発信したい。

若い方は、いろんな仕事してみたいということがありますので、別海町出身者の若者がですね、ふるさと別海町で働きたいという、人口戦略やまちづくりの総合的な観点から、財源も含めて、実現・可能性についてしっかり煮詰めてまいりたいと考えております。

まずは、田村議員が提言される拠点施設展開の将来像に近づくよう、取り急ぎ生産・加工・技術・販売の商品流通の上流から下流までしっかりとレベルを上げていきたいと。

そして、先ほど田村議員1番の質問で少し予見されていましたが、地域おこし協力隊推進事業などの施策を駆使して、これらの事業のキーパーソンとなり得る有為な人材、類いまれな人材の発掘などですね、事前の準備、事前の準備にしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） よくわかりました。

しっかり事前の準備も含めてやっていただきたい。

6点目です。

公共施設跡地の利活用について。

令和4年第3回定例会の一般質問において、「公共施設の跡地については、町民の財産という視点からも、最も有効な方策により利活用されるべきであること、そして、その方策を決定するには、町内部における利活用の意向確認は当然ながら、その他公共的な団体による意向把握、そして、地域へ配慮しつつ、民間事業者や住民による活用意向もしっかりと把握することが重要であるということは、議員御指摘のとおりであり、町としても、強く認識している市街地の空洞化や景観づくりの観点、市街地の活性化につなげるという観点から、民有地の協力も含めた、将来的な各市街地の活性化計画の策定も視野に入れ、庁内関係部署で議論を交わし、目標を見据えることから確実に取組を進める。」と答弁されています。

公共施設跡地の利活用については、常任委員会でも調査していますが、一向に進展しない状況が見受けられます。

また、昨年の地域めぐり懇談会では、参加者の方から統廃合した学校跡地の再利用や公共施設跡地利用の問題は早急に解決すべきとの意見や課題解決にスピード感がないという指摘もあり、「すぐ実行する課」を作るべきとの意見があり、町民も非常に関心を持っております。

市街地の景観づくり及び活性化の観点から、跡地の利活用に関する構想の立案や取組の方向性を早急に町民へ示すことは、必要不可欠な課題だと考えられます。

そこで、質問から1年以上が経過しておりますけれども、どのような目標を見据えたのかをお聞きいたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 現在、総合計画の見直しに当たりまして、町民アンケートを実施しており、市街地の空地の活用に関して設問を設け、調査を行っているところです。

同時に、部署ごとに、所管する事務事業に関連する町内団体からヒアリングを行ってい

るところであり、地域や団体の困りごとや活動場所などに関して御意見をいただいているところ です。

さらには、地域おこし協力隊の協力も得て、地域の活動を通じて触れ合った住民の声を拾い集め、まちづくりの参考とする仕組みも取り入れております。

これらの住民の御意見を踏まえた総合計画の基本計画原案について、常任委員会などを通じて議員各位に御意見を伺ってまいりますので、その過程において公共施設跡地の利活用に関する方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） ちょっと町長にお伺いしますけれども、コンパクトシティー化に向けた、やっぱり町全体の将来的な各市街地の活性化計画を策定して、確実に取組を進めることについては、お互い課題を共有しておりますので、あとは、スピード感を持って実行すべき問題と私は認識しています。

やっぱり、早急に町民へ示す必要があるのではないかと思いますけども、町長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 町長の見解ということでございますけれども、今までの田村議員の質問に対する答弁の中でもおわかりかと思えますけれども、与えられた、また、提案された議案に対しまして、全く動いてない、そういう状況ではございません。

全ての事柄について、どういう課題があるのか、将来どういうふうにしていく目標はあるのか、そういうことを一つ一つ、きちっと煮詰めていかなければ、やはり、迅速に仕事に取りかかることはできますけれども、結果うまくいかないということは多々ありますので、やはり、物事に進んでいくためには、事前の情報を調査、それらをしっかりとしてから、取り組むことが大切だと、そういう思いでおります。

特に、その跡地利用につきましても、田村議員から質問があるその前から、私は、やはり、市街地の空き地をどう利用していくかということについては、職員にもいろいろな観点から指示を出しております。

ただ、これは何かの事業を行うという時には、行政は建物を建てたり、その組織を作ることではできませんけれども、実際に運営していくというのは、これは町民の力が非常に大切なものであり、先ほど出ました道の駅についても、議論はずっと続けているんです。

何も動いてないんじゃないんです。

ただ、そこをしっかりとやりたいというやはり町民の方々、また町外の方々でも、同じ道の駅を作るのであれば、そこで商売をしたいという方がいなければ、建物を作っても中身が存在しないというような条件なりかねないんで、やはり、物事一つ取り組むためには、しっかりそこら辺の情報つかみ、そして将来構造をしっかりと見詰めた上で、取り組んでいきたいと、そういう対応をしていきたいと考えております。

町民の皆様方には、見た目全然進んでいないというふうには映るかもしれませんが、内面で、また、見えない部分で、行政としてもしっかりと取り組んでいるという部分については、どうか御理解をよろしくお願いします。

また、議員提案のとおり、これからもしっかりと課題について取り組めますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 町長ね、私はやってないなんて一言も言ってないですよ。

だから、もっとスピード感を持ってやっていただかないと、やはり町民の方々もですね、やっぱりそういう関心の持っていることなんでね、しっかりとやっぱり早急にやって失敗しても困りますんでね、やっぱりじっくりと調査することはいいんですけども、なかなか、そのスピード感が見えないということをちょっと言わしてもらっただけです。

以上、6点にわたり、質問者は、答弁内容の公式見解が形骸化しないよう、より深く確認して、答弁内容を追跡質問しました。

答弁者はね、自分の発言にやっぱり責任を持ってもらって、しっかりと答弁することで、町民への説明責任を果たすものと思っております。

検討・協議したけれども、財政上だとか、その人員の不足だとかですね、地域の理解を得られないということも、ありますんでね。

そういう実施できない納得できる理由がある場合にはですね、情報を共有することで、その説明責任も果たしたものと理解しておりますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、8番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 「町の防災体制について」質問します。

本年1月1日に能登半島を襲った最大震度7の大地震によって、亡くなられた方が関連死を含め241人、安否の不明な方が9人（2月16日現在）、いまだ1万人以上の方々が避難生活を余儀なくされています。亡くなられた方に対し心からの哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての方にお見舞いを申し上げます。

能登半島地震を受け、町民の中に、「別海町の災害に対する備えは大丈夫か？」という声が上がってきています。

別海町は、令和3年3月に「国土強靱化地域計画」を策定し、令和4年3月に改訂・最新版の「地域防災計画」を策定、公表しています。

「国土強靱化地域計画」並びに「地域防災計画」では、近い将来発生する可能性が高く、本町に著しい被害を生ずる恐れのある地震として色丹島沖及び択捉島沖地震、根室沖地震、17世紀型超巨大地震、標津断層帯地震の4つを挙げ、いずれもマグニチュード7.7から8.8以上クラスの大地震と想定しています。

本町では、1993年の釧路沖地震（マグニチュード7.8、最大震度6）、翌年の北

海道東方沖地震（マグニチュード8.2、最大震度6）で大きな被害を受け、その後も2003年の十勝沖地震、2004年の釧路沖地震、同年根室半島南東沖地震、2011年東北地方太平洋沖地震、2018年北海道胆振東部地震と途切れなく大きな地震が襲い、被害を受けてきました。

防災という場合、被害をもたらすものは地震のほか、津波、風水害、豪雪・暴風雪などがあり、その対応策についても多岐に渡りますが、今回は、能登半島地震の経験を踏まえつつ、住民の避難に関することと一般住宅の耐震化に関することに絞って質問をします。

私は、これまでも町の防災体制について繰り返し質問をしてきました。町としても、様々な努力を重ね、体制の充実に努めて来られたものと評価し、その御努力に敬意を表するところです。

しかし、防災施策は、町民の命が直接かかっており、「これでいい」ということはないものと思っています。

くしくも今日はですね、東日本大震災から13年という日であります。

そういうことにも思いをいたし、より良い体制づくり、体制の一層の充実をともに作っていききたいとの思いから、8点について質問いたします。

1点目です。

町は、指定避難所を32か所、福祉避難所を4か所定め、それ以外に、津波・高波の際の緊急避難場所として5か所、暴風雪の際の緊急避難場所として1か所を定めています。そのうち、町の定めた指定避難所に避難するであろう推定数を町は地域ごとに算出しています。海岸地域では全住民、内陸部では住民の13.3%が避難するものと町は想定して推定避難者数を総計2,904人と算出していますが、その根拠と妥当性について説明してください。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 現在、町で想定している内陸部における避難者の割合である13.3%は、平成30年2月に北海道防災会議地震専門委員会から公表された、津波被害を想定していない標津断層帯地震における町内全体での想定避難者数を基に算出したものです。

なお、海岸地域の多くを占める津波災害警戒区域では、その全住民が避難すると想定しています。

これらを基に想定した避難者数の総計は2,904人となっています。

また、令和4年12月に北海道が公表した、津波被害が想定されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、町内全域の想定避難者数は2,700人であり、町の想定を下回っています。

このことから、想定避難者数2,904人は妥当であると考えています。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間の関係で、2番目の質問に移ります。

指定避難所の面積から収容可能人員を町は算出しています。通常時では2㎡に一人、感染症対応時には4.5㎡に一人の割合で算出した収容可能人員と推定避難者数を比較すると、通常時も感染症対応時にもおおむね収容可能人員が推定避難者数を上回っており、計

算上問題はないように思いますが、ただ、感染症対応時に関しては、本別海、走古丹、尾岱沼、床丹の海岸四地域で推定避難者数が大幅に上回り、推定どおりだと避難所に入れな
い避難者が出てくる可能性があるということになります。

これに対する町の考え方、対応策をお聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えします。

感染症対応時における避難所の収容可能人数については、計算上では一部の避難所で議
員御指摘のとおり状況となるのが想定されております。

しかし、実際の避難時には避難所運営マニュアルに基づきまして、それぞれのですね、
感染している方、感染していない方、感染がもし対応の必要のある方、対応の必要のない
方、それぞれの部屋を分け、これにより、感染拡大を防止しつつ、避難者を受け入れるこ
とは、一定程度可能かと考えております。

また、それぞれ別の部屋に避難することについては、これまでも防災訓練や防災講話な
どで重要な事柄としてお伝えしておりますけれども、今後も繰り返し説明し、対応してい
ただけるよう努めてまいります。

なお、感染者数の増加により、1つの避難所で対応ができなくなる場合は、他の避難所
の活用も検討することとしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） いろんな対応策をとるんだということを言っておられますし、
感染症対応といっても、全員が感染症にかかるわけではないので、部屋を分けるなど対応
するというお話でした。

あまりにも多い時には、他の避難場も開設するという話も考えるんだという話で、一
定程度は安心できるんですけども、それらの具体的なシミュレーションで行われてるん
だろうか。

例えば、仮にですよ、誰と誰、何人ぐらいが、何%ぐらいが感染症で、何割がそうじゃ
ないと。

具体的にどういうふうな部屋分けをするのかとか、あるいは多過ぎて他の避難場を開
設しなければいけない場合には、どこにどういうふうに通っていくのかというようなシミュ
レーションが行われているのでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

訓練などを行うに当たって、具体的にこの避難場では、何人の方が、何割の方が感染症
にかかっているとかってというような、具体的な人数を示しての訓練は行っておりませ
んけれども、受付時にですね、検温などをきちんとするであるとか、そして、感染症だけ
ではないゾーニング、別々の部屋を作るといったようなことはですね、様々な想定をし
ながらですね、訓練をさせていただいているところです。

繰り返しになりますけれども、具体的な人数は想定をしておりませんが、実際の運
営にですね、そのような、最後に申し上げましたけれども、別の避難所を使わなければな

らないということが発生しましたら、即連絡を取り合いながらですね、状況確認しながら、他の避難所の開設等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

これを実際にやってみる、訓練としてね。

実際やってみることが大事だと思いますよ、私はね。

1回でもいいから、そういうことで、何か問題は起こらないかどうか、そういうことを具体的にシミュレーションを実際に訓練をしてみる。

1か所でもいいからね。

そこで、いろんな課題が出てくると思いますので、具体的な訓練を行ってないということですので、ぜひ、やっていただきたいなというふうに思います。

特に、床丹地区ではですね、190人の想定、190人が避難するという想定なってるけど、キャパとしては63人。

感染対応時には63人しか入れないという状況になってるということで、そういうことも含めてですね、具体的に訓練をやってみるということも必要ではないかと提言をさせていただきます。

それから、他の避難所を開設しなければいけないということになれば、どこに開設するのかということもきちっと明文化してですね、それも住民の方に理解していただくとか、そういう事前の準備が必要かというふうに思いますので、その点も検討していただきたいと思います。

3番目の質問ですが、段ボールベッドについてお聞きします。

町は要支援者分に足りる台数を備蓄するという考え方で、現在330台を備蓄しています。

推定で2,904人が避難所生活となる中で、段ボールベッドの調達については、業者や近隣自治体との連携を考えているものと思いますが、具体的な方針や現状、課題についてお聞かせください。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 段ボールベッドの備蓄については、災害時に自ら避難することが困難な高齢者など要支援者の就寝環境悪化による災害関連死を防ぐために備蓄する事とし、その想定数は議員御指摘のとおり330台となっています。

なお、町では段ボールベッドを制作している企業と災害時に供給を受けるための協定を締結しており、不足時には速やかな提供が受けられるものとしています。

また、段ボールベッドに限らず、災害等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定や根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町根室管内5市町防災基本協定を締結しており、物資の提供などのほか、迅速な災害応急対策が受けられることとなっています。

しかし、実際の緊急物資輸送については、道路の寸断も懸念されますので、状況に応じて陸上のほか海上や空中を含め、あらゆる方法を駆使しての輸送を検討しなければならないと考えています。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 業者や近隣自治体との連携あるいは協定を結びながら、供給できるようにしていくんだというお考えですから、この要支援者分に足りる台数330台で足りるっていうふうには考えていないんだろうというふうには思うんですね。

思うんだけど、今回、能登半島の地震で、本当に段ボールベッドの必要性っていうのは強調されました。

本当に、あれがあるのとないのとは、天と地の違いだというようなお話も伺っています。

町は、そういう状況を鑑みてですね、段ボールベッドは何台必要と考えているのか。

1人に1台というふうにと考えると、約3,000台が必要ということになるんだろうというふうには思うんですけども、そこら辺の基本的な考え方はどういうふうには思っていますか。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 段ボールベッドの備蓄につきましては、現在は330台となっております。

議員おっしゃるとおり、要支援者の対応分として330台としておりまして、残る台数については、先ほども答弁しましたけれども、供給が受けられるものと考えておりますので、今のところ330台で充足すると考えております。

以上です。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） ちょっと、私の方から補足をさせていただきます。

町の方で想定している330台という数につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、要支援者、自ら避難することが困難な高齢者であるとかのような要支援者を330台というふうに想定をしているので、330という数を申し上げております。

非常にですね、場所をとるですね、他に場所をとるようなものでもございますので、3,000台というようなですね、もし数を想定した場合に、備蓄コンテナがありますけれども、あれがまた22台必要というような現実的ではない数とかもございまして、そちらの方も考えながらですね、現時点においては330台という想定をしております。

また、これからですね、もしそのような保管場所等もですね、問題が解決されるようなことがあったら、その少し増やすこともできるかもしれませんし、また、想定自体もですね、先ほど言った要支援者以外の方たちの想定も増やしていくということも、今後、検討してまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 現在330台備蓄しているというもののわけは、いろいろ保管場所の問題だとかあるんだということは聞いてました。

だから、いざとなった時に、すぐ取り寄せられるように、業者さんなどとの協定をしているんだっていうふうな説明は聞いていたんです。

私が聞きたかったのはね、そういうことも含めて、災害時に何台の段ボールベッドが必要となるのかということ、基本的な考え方、1人に1台という考え方なのか、2人に1台という考え方なのか、そこら辺の基本的な考え方をお聞きしたわけですが、ちょっとそこは出てこなかったんで、また、お聞きする機会を持ちたいというふうに思います。

330台で間に合うというふうになってないけども、何台確保する、何台用意する、業者さんとの提供、他地域との自治体との提供によって何台確保するというものの考え方が、今出てなかったんで、また協議をしたいというふうに思います。

次なんですけど、災害用簡易トイレについてお聞きします。

町は1人1日5回×3日分の3,200人分、48,000回分を備蓄する方針ですが、現在24,800回分、目標の52%の備蓄となっています。

今後、どのようにしていこうとしているのかお聞かせください。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 現在、簡易トイレについては、令和元年度から備蓄を始め、令和10年度までに全数を購入予定と計画をしております。

しかし、能登半島地震などを目の当たりにし、早期備蓄の必要性を改めて認識しましたので、計画の見直しを進めます。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 計画の見直しをするということですので、ぜひ見直しをしていただきたいというふうに思うんですが、また、後での質問にもなるんで、いつまでに見直しを行うのかという点については、後で、また質問をさせていただきたいと思います。

では、5点目の質問に入らせていただきます。

町の地域防災計画第5章第3節避難救出計画の避難計画中、避難所等の開設及び運営には「自主防災組織が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。」とあり、「避難所運営ゲーム（DOはぐ）等を活用するなど、役割手順などの習熟に努める。」とあります。また、「避難所の運営マニュアルを作成し訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識等の普及に努める。」、「避難者台帳（名簿）を速やかに作成する。」さらに、性暴力・DVの発生防止などについても言及し、避難所のあり方、運営について指針を示しています。

住民による自主的、主体的運営に関するアプローチをどのように進めているか、どういことが課題になっているか、その対策・具体的方針について、町の考えをお聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

避難所運営に係る取組は、発災後初期段階においては役場職員も被災していることや、地震津波による災害では避難所の孤立化も想定されることから、共助である自主防災組織等の理解・協力の下で避難所が開設され、運営していただかなければならないと考えております。

このことから、防災訓練や防災講話を通じて繰り返しお伝えしているほか、訓練の実施についても自主防災組織の主体的な運営となるよう、進めているところです。

また、自主防災組織の役員の交代や、幸いなことではありますけれども、近年は、実際の災害による避難体験が無いことなどが避難所の運営の支障になりえるとの考え方から、繰り返し訓練の実施を呼びかけているほか、避難所運営ゲーム（DOはぐ）の実施を通じて疑似体験していただくなど対応をしているところであり、引き続き、災害発生に対する緊張感を持続していただく事が重要であると考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この点については、少し何点かにわたってね、具体的にお聞きをしたいなっていうふうに思っています。

その1点目なんですけど、DOはぐの活用実績、これを使っただけの訓練が、何か所で何回、何人参加して行われたかという点についてお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

詳細な数はですね、今、ちょっと持っていないんですけども、令和5年度でDOはぐの活用実績は6回の実施となっております。

この6回には、町内の小中学校でありますとか、自治会などから参加していただいております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この6回で何人ぐらいの方が、これ訓練に参加されましたか。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

詳細な人数までは、今、手元にございませんで、詳細な数は後ほどですね、別な機会にお伝えしたいと思います。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

次の具体的な問題なんですけど、前にもこの点でお話ししたことあるかなと思うんですけど、避難者の台帳なんですよ、名簿はどういう状況になってるのか。

もう作成されて、避難所に置かれているのか、あるいはこれから作るということなのか、災害があった時に作るということならば、どういうふうに作るのか。

それから、その名簿を誰がどういうふうに管理するのかということについては、これは各防災組織、自主防災組織で決めるってということなのかともわからないんですけども、ある程度の指針的なものを町で出しているか、現状を把握しているか、そこら辺をお聞きします。

○議長（西原 浩君） それでは、答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） まず、先ほどのDOはぐの参加者人数になります。

令和5年度DOはぐの研修に参加していただいた町民の数は209人となります。

続いて、避難者名簿の作成なんですけれども、避難者名簿につきましては、様式は各避難場に用意してあることとなっております。

記入につきましては、避難場に来た、到着した順にですね、住民の方に記入いただいて、作成するような形になります。

また、その後ですね、自主防災組織の方から、役場の方に名簿の人数を報告していただくことで、管理するというところで考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この避難所の避難者の台帳なんですけどね、いろいろな教訓があって、一つは管理の責任者をどういうふうにしていくかっていうことがね、非常に重要だと。非常に災害の起きてる状況の中で、この方っていうことで決めてあったんだけど、この方はもう大怪我されたとか、あるいは避難所これないとかいう場合もあるということ、混乱してしまった例もある。

であれば、次善策としてどういうことをするべきなのかというようなことも含めてね、この管理責任者の問題どういうふうになってますか。

そこのお答えがなかったんで、お願いします。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 非常に個別詳細な御質問で、少し混乱しているところで、申し訳ございません。

責任者ですね、不在ということは確におっしゃるとおりあるのかなというふうに思っていますけれども、そちらにつきましては、やはり訓練をですね、しっかりと積む中で、そのような状況が起こり得る、設定していた、想定されていた責任者がいらっしやらないこともあり得るというような想定を基にですね、訓練をきちんと行って、御理解を深めていくしかないかというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） そういうことで、いろんな想定をしながらね、責任者の在り方、在り様っていいですかね、設定の仕方とかということについても、考えていってほしいということは、自主防災組織に伝えるのではないだろうかというふうに思うんですけれども、町としては、それを管理・監督する立場でもないんだらうから、いろいろ促すといいますか、そういうことになるのかなというふうに思いますけど、ぜひ、実態をきちっとつかんでね、足りない部分があるのであれば、いろいろな助言なり、助けなりをし

ていく必要があるのではないかというふうに思っています。

そこで、この問題についての最後なんですけども、最初の質問、最初の質問というか、この5項目の質問の中で触れたんですけれども、性暴力・DVの発生防止についても言及、町として言及してますよね。

その点で、お聞かせいただきたいんですが、今回の能登半島の教訓もそうだし、その前の避難所生活の中でも起こった教訓でもあるんですけども、避難所運営の責任者集団に必ず複数の女性に入っていただくということが必要だということは、非常に強調されている。

今までの教訓の中に、そのことは非常に重要事項としてあるという認識を私は持ってます。

そういう意味で、避難所運営の責任者集団に、必ず女性が入るようになってるかどうかという点の状況把握などをされてますか。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

おっしゃられるとおりですね、DVそして性暴力等の対応については、先ほども出ましたけれども、避難所のゾーニングといいますか、分けということも、当然、想定しているところがございます。

また、おっしゃられるとおり、今回の1月1日の地震によりまして、今日の報道にありましたけれども、例えば、物干場を別にしなければならないというのですね、細かなですね、対応というのは、また気がついてなかった部分でもあります。

そして、最後言われました女性ですね、方の参画といいますか、必ず責任者の方に入っていただく、これは非常に重要な視点だと思いますので、こちら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ぜひ、役場のイニシアチブを発揮していただいて、その点、進むようお願いしたいと思います。

6点目の質問でございます。

学校、幼稚園、保育園での防災訓練についてお伺いします。

それぞれ、子供たちが校内、園内に入っており、先生たちが指導・誘導できる範囲での避難訓練等は漏れなく行われているものと承知をしていますが、児童、それから生徒が登下校中に大地震など突発的な災害にあった場合の避難の仕方についての指導・訓練や、校内、園内にいる時に災害が襲った場合、家庭にどのように帰すかについての職員間並びに家庭との認識の共有がどの程度図られているかについてお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えします。

保育園、幼稚園、小中学校では、年に数回、各地域の実情により、大地震や津波などの災害を想定した防災訓練を実施しています。各学校・園で、避難手段や安否確認方法など

を具体的に示した危機管理マニュアルを作成しており、その内容に基づき指導・訓練を行っております。

登下校中の災害を想定した訓練は実施していませんが、小学校の道徳や社会科の授業、中学校の道徳の授業などで、災害に関する知識を深めたり、防災意識を高める学習を進めています。また、避難訓練時に限らず日頃の学級指導においても、避難場所の確認や、安全確保など、自分の身は自分で守る行動を行うよう指導しています。

校内・幼稚園内にいる際に災害が発生した場合についても、危機管理マニュアルに基づき対応していますが、学校によって保護者への連絡や引き渡し方法が異なっている部分もありますので、今後、校長会と協議しながら町内統一したマニュアルを作成し、各家庭との認識の共有を図っていききたいというふうに考えております。

保育中に災害が発生した場合の対応については、各保育園で作成している安全計画に基づき対応していますが、保護者への引き渡し方法については、避難場所での引き渡し、または保育園からの引き渡しなど、災害の状況に応じ様々な対応が求められていると認識しています。

今後におきましても、入園時における説明や園便りなどを活用し、保護者との災害に関する情報共有を図るとともに、お子様の安全を最優先とする対応を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 座学的にね、こういう時にはこうしようとかね、こんなことが多く起こるからこれにはこうしようとかっていう座学的なことってというのはね、やられているんだというのはわかりましたけれども、大人もそうですけど、実際にやってみないとわからないということはたくさんあるんですよ。

だから、登下校中に何か地割れが起こるとか、何か落ちてくるとか、そういうようなことに対して、具体的に訓練の中で、体験的に、そこから難を逃れるという方法を考えていくと。

ただ、私は経験者ですから、実際に学校でそういうことをどの程度やれるかっていうのは、大変難しい問題だと思いますけれども、部分的にあるいは学級的にでも工夫をしてみてくださいね、実際に登下校時に起こることについての訓練をですね、これは、ぜひ、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、家庭との関係ですね。

登下校中に何かあった時に、家庭でその話が行われてるかどうかっていうのはね、何々ちゃんね、途中で何があった時には、こういうふうにしようねという、家庭でのやりとりなどが行われるように、教育委員会としても、そこは何らかの手だてをとっていただければ、そういう会話がどんどん進んでいく可能性もありますので、その点も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、後でね、これ津波対策の関係で、他議員が詳しく、質問されるんじゃないかなと思うんで、私の方は、基本的なことをお聞きかせいただければと思うんですが、地震が起こった、校内に留めるかどうか、あるいはいつまで留めておくのか、それから、集団で校外に避難する必要はもしかしたらあるかもしれないと。

あるいは、今すぐ家族に子供を引き渡すということが可能だという場合もあるでしょ

う。

いろんな場合がある。

いろんな場合があるんだけど、その判断基準やマニュアルというものが作られているのでしょうか。

作られているとするとですね、教職員集団としての認識の共有、あるいは学校と家庭での認識の共有、そういうものができているかお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししたようにですね、危機管理マニュアルというのを作成しております、各学校によってはですね、その名称とかも違う部分があるんですけども、そのマニュアルによってですね、職員間、家庭との共有を図っているというような状況になっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 東日本大震災の時ね、学校で大変痛ましいね、その避難をしていった方向で被災にあってしまったということで、大変大きな犠牲が出たと。

判断ですよ。

その判断の基準というものがちゃんとできてるのかどうか、マニュアルはできてるっていうふうなお話でしたけど、そのマニュアルの中に、ちゃんとその判断基準が明記されているかどうか、その点をお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

判断基準の方はですね、ちょっと教育委員会としてもちょっと確認できてないというような部分がありますので、今後ですね、各CSだとか、校長会、教頭会も含めながらですね、その辺、改めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

さらなる質問は、次の議員さんがやられるのではないかと思いますので、そちらに委ねたいというふうに思います。

7番目の質問に入りたいと思います。

本町の学校、体育館など22公共施設については耐震化率が100%となっていますが、民間住宅については課題が残っています。

令和5年3月公表の「別海町耐震改修促進計画（第3期）」によると、令和4年10月段階の耐震化率は80.5%で、これを令和7年度までに95%にするという目標を掲げています。95%にするための耐震化必要棟数は750棟です。

3年間で750棟の耐震化となると、1年間で250棟の耐震化となるのですが、令和5年10月までの1年間で何棟の耐震化がなったのでしょうか。また、残りの耐震化を2

年間で果たす見通しについて説明をお願いします。

○建設水道次長（外石昭博君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道次長。

○建設水道次長（外石昭博君） お答えいたします。

令和5年10月までの1年間で耐震化された住宅の内訳は、耐震性が不十分と想定される昭和56年以前に建設された住宅が35棟除却され、また新たに現在の耐震基準に適合した住宅が26棟建設されたことにより、耐震化率は80.8%となっています。

耐震化率の目標値の設定に当たりましては、国の規定に基づき、北海道が策定した北海道耐震改修促進計画と整合を図っており、町の計画を策定する際に、国及び北海道から補助を受ける上で必要な計画であることから、町の現状に合わせた独自の目標を設けることはできない旨、北海道から指導を受けた経緯がございます。

しかしながら、民間住宅の耐震化については、地震による建物倒壊被害を軽減する上で重要な課題と認識しており、町では耐震診断や耐震改修等に係る補助金制度を設け周知を図っておりますが、耐震改修工事等を行う住宅は少なく、目標どおり解消することは非常に難しい状況です。

今後も、引き続き、少しでも目標に近づけられるよう、粘り強く取り組んでまいります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

この点についてはですね、何度か指摘されてきたことではないかと思うんです。

私以外にも、他の議員さんが指摘をしてきたという経緯もあろうと思っています。

それを踏まえてですね、どういうことにこの間力を入れたのか。

お聞きをすると、この1年間でわずか0.3%の耐震化向上ということですが、ほとんど変わってないと、現状としてはほとんど、変わってないと。

どこにどういう力を入れようとして、取り組んできたのかが見えません。

そういう点を教えてください。

○建設水道次長（外石昭博君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道次長。

○建設水道次長（外石昭博君） 耐震を促進するための取り組みとしましては、町の広報紙やホームページによる周知のほか、令和4年度となりますけれども、耐震の補助金制度に関するパンフレットを、住宅金融支援機構と共同で作成しまして、対象者へダイレクトメールにより補助金制度の周知を図ってきたところです。

また、今年度1月には、北海道と連携しまして、町民や建築工務店などを対象としました住宅耐震セミナーを開催してきております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

いろいろ御努力をされてるということについてはわかりましたけれども、やっぱり結果ですからね。

いろいろ努力したけれども、結果としては進んでいないということだから、考え方の切

替えが必要なんだと思いますよね。

その点については、次の質問にも関連しますので、次の質問に移りたいと思います。

冒頭で述べたように、根室地方、別海町は途切れなく大きな地震に襲われ、被害を受けてきました。

また、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震などの経験を通じて、町の防災計画も見直しをしてきました。

今回の能登半島地震の被害の全容はまだわかっていませんが、現時点においてもいろいろな教訓が見えてきています。特に、厳寒期の被災にどう対応していくべきか、とりわけ、寒さ、食事、トイレ、孤立化対策などは大きな課題だということがリアルにわかりました。

これまでの震災、さらに、今回の能登半島地震の経験を踏まえ、町の防災体制・計画についても、根本から見直す必要があるのではないかと思います。

能登半島地震を経ての防災体制見直しについて、町としてどのように考えているかお聞かせください。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 町の防災計画は昭和40年4月に制定され、以降、幾多の改正を経て現在の計画となっています。また、常に状況の変化に合わせた見直しを行っており、この業務については終わりのないものだと考えています。

能登半島地震以降の防災体制の見直しについては、緊急物資輸送についての計画見直しについて北海道通達もあり、あらゆる輸送手段を用いて迅速に緊急輸送を行う旨の記載を防災計画の見直しに併せて追加し、3月6日開催の別海町防災会議において承認いただいたところです。

併せて、防災・基地対策課の設置や防災監の採用など、防災に関する体制も拡充してきており、今後もしっかりと対応していきたいと考えています。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） もう時間なくなりましたんでね、寒さ対策の関係でいうと、備蓄してる灯油ストーブ16台、それからカセットコンロ27台、これ全町ですよ。

それから、使い捨てカイロについては、記載がないのでゼロなのかなというふうに思います。

これで寒さ対策になるのかという心配があります。

それから、プライバシーの問題も、今回、非常に大きな問題になりました。

プライベートテントが328基、それから段ボールの仕切りが1,000セットということになっていますが、これで本当に足りるのか。

先ほどから、段ボールベッドの関係、簡易トイレの関係、話してきましたけれども、本当にそれでいいのか。

避難所の名簿の関係、名簿の責任者それから運営に女性が入る問題ということの含めての避難所の自主運営のも在り方、それから、子供をどう守っていくかって問題、それから、先ほど出た住宅の耐震化の問題、非常にたくさん問題があります。

そういうことで、見直すということをおっしゃったわけですがけれども、計画としてはど

うなってますか、いつまでに見直しますか。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 最新のですね、防災計画は、先ほども申し上げたとおり、3月6日の防災会議を経て、新しいものでできております。

繰り返しの答えになりますけれども、様々な事象がですね、議員おっしゃられるとおり、発生してまいりますし、それに伴って、考えていかなければならない、想定していかなければならない事象もどんどん増えてくると思います。

これについては、いつまでというような答えは明確にはできませんけれども、早期の見直しについては、着手してまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

能登半島地震はね、本当いろんな教訓を私たちに示していると思います。

早急な、そして緻密な問題をきちっと整理した、この見直しをですね、ぜひ、図っていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

ここで申し上げます。

佐藤初雄議員が、午後の会議を欠席します。

このため、会議録署名議員を議長において新たに追加指名いたします。

15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、1名を指名いたします。

それでは、4番、伊勢徹議員質問者席にお着き願います。

○4番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） はい。

それでは、通告に従い、一般質問いたします。

質問のタイトルは、「人口減少化の中での外国人労働者の今後の重要性と行政の関わり方について」であります。

それでは、内容を説明させていただきます。

昨年12月23日の北海道新聞において、2050年道民の総人口が現在522万人から26.9%減の382万人となり、全道179市町村全てで減少し、67市町村では、人口が半分以下になる。

別海町は14,380人が9,231人(64.2%)、中標津町は23,010人が16,552人(71.9%)、標津町は5,023人が3,233人(64.4%)、羅臼町は4,722人が2,041人(43.2%)、根室市は24,636人が12,344人(50.1%)に減少するであろうと報道されました。

このような中、北海道労働局のプレスリリースの中で、外国人雇用状況が令和5年1月30日に公表されました。北海道内の外国人を雇用する事業所数は6,168事業所(前年比322所、5.5%増)、外国人労働者数は27,813人(前年比2,785人、11.1%増)、国籍別ではベトナムが最も多く9,902人(35.6%)、次いで中国が5,384人(19.4%)、インドネシアが2,069人(7.4%)の順となっております。

産業別では、外国人を雇用する事業所数は、農業・林業が最も多く19.5%、また、外国人労働者数は、製造業が最も多く26.5%となっております。

次に、昨年末の別海町では、人口14,246人中、外国人は529人、根室市は人口22,505人中、外国人568人、中標津町は人口22,477人中、211人、標津町と羅臼町においては、外国人の人数は公表されておられません。

このように、別海町における外国人の人口比率は約3.7%ととても高い比率であり、本町の生産人口の一翼を担っております。

そして、本年度中も外国人労働者は、製造業・酪農業のほかに、福祉関係や建設関係でも増加が見込まれます。

このような中において、別海町では現在、民間の会社や団体が中心となって外国人の人材確保をしておりますが、根室市、紋別市、白糠町、中標津町、またはその他の市町村においても、行政が積極的に色々なサービスや支援をしております。

根室市では、根室ベトナム交流協会補助事業として、技能実習生への支援強化、市民との交流機会の創出をめざし、今年1月6日にベトナム人やインドネシア人労働者に「20歳のつどい」に合わせて、着物着付けを体験してもらい、日本文化に親しむ機会を行いました。

また、コロナ期間中「根室市外国人技能実習生等出入国臨時支援金」として、1人につき3万円、申請期間2022年4月19日～2023年3月31日までを給付しております。

紋別市では、外国人に愛される街作りを目指し、紋別市国際化推進設置要綱を立ち上げ、設置第1条で語学が堪能な外国青年の国際化推進員を設置するとして、市長が推進員を任用して、現在、病院での通訳や日常生活での問題点など指導を行っております。

また、白糠町においては、空き家になっている住宅などを格安で外国人労働者のために提供しております。

中標津町においては、岩谷学園さんが、中標津町の協力を得て、日本語学校を開設し、空いていた学校の有効活用とともに、数十名の留学生が街に溶け込みアルバイトもできるようになり、中標津町の雇用対策にも大変貢献しております。

また、外国人と交流の輪を広げようと、担当する町経済振興課が町民による国際交流ボランティア事業を新年度より始めます。

全国的に人材不足、人手不足の様相が見て取れ、人口と生産年齢人口の減少、少子高齢化もあり、人材確保は喫緊の課題であることから、各自治体においても、外国人労働者の雇用や生活・仕事等に関わる支援等を推進している状況にあります。

そこで、別海町では、外国人労働者に対してどういう認識を持っているのか、行政の取組について質問いたします。

まず、第一に、令和5年12月末現在で、別海町内に人口14,200人中外国人529人と広報別海に掲載されていましたが、その外国人の国別の内訳についてお聞きいたします。

○福祉部次長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） お答えいたします。

令和5年12月末現在の外国人529人の国別の内訳は、ミャンマーが14人、中国が13人、インドネシアが79人、韓国が8人、モンゴルが4人、朝鮮が1人、ネパールが6人、フィリピンが128人、タイが3人、南アフリカが1人、イギリスが1人、アメリカが3人、ベトナムが268人となっております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） はい。

ただいま、報告いただきまして、私も多少勉強してきてはいたんですけども、本当にここです、驚いたのはですね、想像はしてたんですけども、やはりベトナム人は、別海町で268名ということで、もう本当にこれ予想どおりだったんですけども、2番目にですね、フィリピン人が128名、インドネシアが79名、もうこの報告されてさらに驚いたのは、中国人がもっと酪農家の方にいるのかなと思ってたんですけども、それが意外や意外13名ということで、非常に私の予想と、私は尾岱沼の方で水産加工業の従事者の人数は大体把握してますんで、想像は出来てたんですけども、このように、すごい国別です、本当、10年、20年前は中国人が圧倒的に多かったわけですけども、この10年来の中国の問題点やいろいろな経済発展、それでベトナムにシフトしてきて、こういうふうになってきてますということなんですけれども、ここです、私が一つ提案したいことがございます。

というのはですね、中標津町、根室市、別海町は、外国人の労働者数を広報別海及び発表しておりますけれども、できればですね、今後、先進的な感覚です、この国別です、人口というか、その国別の人数を、ベトナム人何人、フィリピン人何人、インドネシア人何人というふうな、面倒かもしれませんが、そういうふうなことは発表というか、広報別海に毎月載せていただけないかという提案なんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

伊勢議員さんの御提案ということですけども、今後の町の広報紙の掲載の在り方についてということだと思っておりますけれども、現状、他の市町村においても、外国人の国別記載というのは、控えているというふうに認識しております。

というのも、個々人の方の内情ですとか、いろいろな事情によっての外国人としてこちらにこられている事情等もあると思っておりますので、例えば、1人というカウントがあった場合にですね、特定されることも懸念されますので、町としては、広報に国別の掲載をする

予定はしておりません。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今、福祉部長からの回答は、至極ごもっともとは思っています。

ですけれども、今後ですね、きっとそういう時代が来ると僕思っています。

それでやっていくことによって、僕が言いたいことはですね、これからインドネシア人がですね、だんだん増える傾向にあると思いますけれども、その辺も認識していきますとですね、いろいろなインドネシアの場合、イスラム教徒が非常に多いものですから、今までは違うあの文化圏の宗教的な問題が出てくると思うんですね。

そういったものを考えた上には、やはりそういう国別の人間ですね、変化も随時こう把握できていくことがですね、今後の対策になるのではないかとということを思って、提案させていただきました。

ということで、次に、第2番目の質問に行きたいと思います。

次に、各産業における労働力あるいは担い手不足解消・対策における外国人労働者の必要性について、どのような認識を持っているのか。また、どのような職種や分野での傾向がみられているのかお聞きします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

まず、本町に居住する外国人は大きく技能実習と特定技能に在留資格上分けられ、技能実習は本来、技能移転を通じた発展途上国への国際協力を目的としており、在留資格上の労働者とはなっておりません。一方、特定技能は2019年4月に創設された、人手不足が深刻化する中、特定産業分野において外国人労働者を受け入れるための在留資格となっております。

町内において、人手不足、人材不足の事業者にとっては、特定技能の在留資格を持つ外国人は、重要な労働力であると考えております。

現状詳細な実態は把握しておりませんが、本町においては酪農業や、水産加工業など、技能移転を目的とした技能実習や労働力確保のための特定技能資格を持つ外国人を多く受入れている傾向にあります。

また、今後は、超高齢化社会に向かい、介護職の需要が高まり、介護の在留資格を持つ外国人の受入れが見込まれるものというふうに考えております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 産業振興部長のですね、回答は、私が想像していたのとほぼ同じような見解でございましたので、この件についての質問をこれで終わります。

続きまして、外国人労働者の生活・仕事等に関わる支援やサポート体制など、外国人労働者が活躍しやすい環境を整えるために、町で具体的に実施されていること、今後検討されている取組はあるのかお聞きします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えいたします。

外国人労働者である特定技能者は、技能水準・日本語能力水準を試験等で確認され、日本で生活・就労する上での言葉や文化について習得がされているものと考えております。

この状況から、現在、町においては、具体的に外国人労働者への生活・仕事等に係る支援・サポート体制は整備していないのが現状であります。

働き方改革を含めた就労環境の充実は、人材確保・定着への一歩であり、外国人労働者に限らず全ての労働者を対象に取り組むべきことと認識しており、必要により国・道・経済団体等が実施する相談窓口の紹介等を継続したいというふうに考えております。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいまですね、部長の答弁ですと、町としてはですね、何ら外国人に対する支援・サポート及びですね、そういったものには、実際に何もやっていないと。

今後も、今の現段階ですね、別海町内はですね、私が思うに民間の会社さんや団体の人たちが、非常に努力されてですね、この530名ほどのですね、外国人の雇用を行っているのが事実だと思います。

この民間の団体、会社における実情を申しますとですね、本当に、北海道の、私の場合、水産加工業が中心なっちゃうんですけども、酪農家の方もその他の業界の人と一緒になんです。

これは、非常に大きな問題を抱えているのは、まず、第一にですね、北海道という土地のですね、悲しいかな、いいところでもあるんですけども、なんせ1年間通して寒いと。

今、外国人労働者来ているところが、どちらかというと、やはり亜熱帯地区が多くて、1年中暖かいところから来てるものですから、3年間実習生とか、特定技能でも来ていただいているんですけども、3、4年経つと暖かいところへ行きたいと。

もう、北海道よりも、やっぱり東京。

それと、賃金のですね、違いもあるわけですね。

そういったことで、今、我々が置かれている水産加工業及び外国人を雇用している経営者の方は、そういったハンデがいろいろあります。

今言った、寒いということとか、賃金等がですね、東京と比べてやっぱり北海道は頑張っって1,000円ぐらいいってますけれども、実際もう1,300円とか1,400円の時給で、本州の方は応募しておりますんで、非常に厳しい現状下にあるんですね。

ですから、そういった意味においても、各経営者の人たちは、努力してます。

そうしないと、外国人労働者に嫌われちゃうと、会社の経営が立ち行かなくなるものですからね、こういったものを考えていたところで、ぜひともですね、先ほど私が紹介させていただきました、他町村ですね、紋別市及び白糠、中標津とそういったところでは先進的にですね、外国人から愛されるまちづくりというスローガンを掲げてですね、人口減少及び産業生産人口の獲得に向けていろいろ努力されておりますんで、別海町としてもですね、その辺のところを少し前進的にとらえていけるような取組は考えていらっやらないのかどうか。

再度、質問させていただきます。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 支援の関係だと思っんですけども、現状で多くの外国人の方がですね、労働者として、別海町にきて、各事業所に勤務されているというのは事実ですし、その方たちのために環境整えるというのは重要で、大変そういうことは理解しています。

ただ、環境整備となるとですね、一概に来られている外国人労働者の方がどういうことを望んでいるのか、どういうことをすればですね、活躍できるのか、そういったことは個人個人になるかと思っますけれども、意見を聞く必要があると思っますし、それか直接事業者の方を通じて通知を行うというのは、検討しなきゃなりませんけども、そういうことを踏まえて、整備しなければならないのかなっていうふうには思っております。

ただ、残念ながら、今現在ですね、そういう外国人に特化したですね、町としての受け皿というか調査というか、そういったことがありませんので、まずそういったことを先に内部でですね、議論をする必要があるというふうには考へております。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今、部長が申し上げられたとおりにですね、まずはですね、町内にいる外国人に対してですね、まずアンケート調査をしていただきたいと思っですね。

そうすることによって、農村部にいる人、我々のような海岸部にいる外国人労働者にいろいろな調査をしていただいてですね、どうしたら、別海町に住み続けられるのか、どうしたら住みたいのかとかですね、そういったいろいろな角度を変えながらの質問と、これ、簡単にアンケート調査と言っますけれども、大変だと思っ。

これ13か国ありますよね。

今、530名でね。

そうなる、もう英語から始まってですね、インドネシア語ね、ベトナムもみんな違うわけですね。

本当に、一つアンケートを同じ質問をするにしても13か国語、結構しんどい調査なると思っますんでね、そういったことをですね、複雑さとか面倒臭さもやることですね、やはり外国人との、接点を持っていく第一歩なると思っますのでですね、ぜひともですね、そう言ったアンケート調査をですね、やっていただいて、そして、外国人の皆さんの動向を調べていっていただきたいと思っます。

今、民間のですね、会社はですね、もし待遇が悪いとか何か外国人労働者に例えばパワハラ的なこととか、いろんなものがありますと。

今、新聞報道もありますけれども、そのようなことをしたら、その会社にはですね、フェイスブックとかいろいろSNSを使ってですね、その外国人労働者同士でも情報交換し合っます。

そうすることによって、その会社には、次の年から応募者もいなくなっちゃうし、そこから働いている人もどんどん抜けていくということが現実に起きているわけですね。

ですから、本当に民間の経営者の人たちは、今来ている外国人労働者にかにずっとももらえるように、他の地域にいなくならないようにということですね、鋭意努力してまっすんで、町としてもですね、ぜひとも、その辺も鑑みてですね、さらなる民間に対する支援等を、会社にもしていただきたいと思っます。

外国人労働者にもアンケート調査もしていただきたいし、労働者を外国人労働者を雇用している会社等にもですね、調査を実施していただきたいと思っます。

それでは、次に、4番目に行きます。

外国人労働者と地域が共存共生し、町内の経済を共に支え合うことが肝要であると考えますが、地域コミュニティへの受入れや、相互理解、交流のために、行政は率先して取り組むべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 外国人労働者に限らず、町内で働く人材は重要な存在であり、とりわけ外国人労働者は主要産業である農業、漁業関連の分野に多く、地域経済を支える重要な人材と認識しております。

また、スーパーや各種イベント会場で外国の方に会う機会が増えましたが、外国人と地域住民とのトラブルについての相談事例は確認しておらず、外国人と地域住民の相互理解は一定程度進んでいるものというふうに考えております。

今後は、本町においても外国人の勤務先が多岐にわたることが見込まれ、国籍や年齢層の変化など、今まで以上に相互理解を促進する必要性が高まることが想定されます。

現在、外国人労働者に特化した具体的な取組や計画は予定しておりませんが、国籍を問わず全ての町民が互いの文化や価値観を認め合う多文化共生の考えを基本とし、働き方改革を含めた就労環境の充実を図り、人材の確保・定着に繋げる取組を継続します。

また、すでに一部の民間団体で交流が行われているとの情報もあることから、こういった民間レベルでの交流や地域コミュニティの活発化を町として応援していきたいというふうに考えております。

○4番（伊勢 徹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 最後になりますけれども、私はこのたびですね、このような外国人労働者についての提案させていただきましたのは、今後ですね、ますますですね、この人口減少が進む中でですね、生産労働者って言われる年齢層がこれからますます減少してまいります。

それを補充といいますか、それを緩和するためにはですね、外国人労働者のですね、本当に、移住していただいて、定住化してもらおうということが、大変重要な案件になってくることは間違いないと思います。

これは皆様も、同じ考えでいると思いますので、やはり、別海町内でのですね、民間の会社の人たちはですね、率先してですね、会社の存続もかけながらですね、外国人労働者の、確保にですね、本当に日夜努力していることは間違いありません。

ですので、やはり町としてもですね、他町もいろいろ努力されてますので、ぜひともですね、今後、こういう外国人労働者に対する思いをですね、町としても具体的にですね、何か実行に移して行ってほしいなということをつけ添えましてですね、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、4番伊勢徹議員の一般質問を終わります。

次に、3番高橋眞結美議員、質問者席にお着き願います。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 通告に従いまして質問いたします。

まず、一つ目の質問は「障害者差別解消法における合理的配慮の提供について」です。

国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するため、障害者差別解消法を定めています。

この法律は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人から申し出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。

合理的配慮の提供とは、障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられた時に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。

合理的配慮の提供は、改正障害者差別解消法にて平成25年に告示され、平成28年から行政機関、令和6年度から民間の事業者も義務化が決まっていたので、令和6年4月1日から民間の事業者も義務化となります。

本町では、障がいのある人もない人も、互いの個性を尊重し、あるがままの姿を認め合い、一人一人が自分らしく生活していくことができるまちづくりの実現を理念とし、別海町障がい者計画（第3期）により施策が展開されてきました。

あらゆる面において差別をなくし、障がいのある人の活動や社会参加を制約する障壁を除くことが必要、そして、障がいのある人が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができ、自立と社会参加の実現のためには、障がいのある人やその家族が十分な情報提供を受け、社会との関係を構築していくことが必要である、というのが別海町障がい者計画の基本的な考え方です。

それを踏まえ、改正された合理的配慮の提供について質問いたします。

まず、一つ目です。

今まで、施策を展開していくに当たって、行政機関及び福祉関係団体や福祉事業所は、必要かつ合理的配慮の普及を図りながら取り組まれていかれたと考えます。

しかし、4月1日施行の事業者による障がい者への合理的配慮の提供義務化により、町民にとっては聞き慣れない法であり、今後、報道等で耳にする機会も想定されると考えます。

誰もが社会の構成員として共に支え合う地域をつくるため、住民が障がいについて正しい知識を得て、必要な配慮などに関して理解を進めるためにも周知が必要と思われませんが、内閣府のポスターやリーフレットもあります。町としての独自の啓発事業等はお考えでしょうか。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これからは障害者差別解消法と言わせていただきますが、この法律につきましては、平成28年4月から施行されております。

本町では、これまで、シンポジウムの開催や公共施設でのポスター掲示、パンフレットの各窓口配置、役場ロビーにて障害者差別解消法普及啓発パネル展を開催するなどし、町民周知・啓発を行ってきたところです。

この度、法律の改正により令和6年4月1日から、これまで努力義務であった民間事業

者の合理的配慮の提供が、行政機関等と同様に義務化されることに伴い、町広報誌3月号に制度内容を掲載しているところです。

今後におきましては、ふれあいトーク宅配講座のメニューや障がい者理解啓発研修などを活用し、障害者差別解消法の周知・啓発に努めたいと考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 行政の方は先に義務化とされておりましたので、職員の方たちにも研修などで教育等もされていたとは思いますが。

やはり今回ですね、一般の事業者も対象ということで、合理的配慮の提供という言葉はやはり、専門職は理解しやすいのですが、一般の方たちにはとてもわかりにくい内容かと思えます。

3月号の広報も拝見しましたが、義務化という文言や負担が重過ぎない範囲での対応というのは、やはり個々のケースによっても理解がしづらいかと感じます。

環境の整備をしなくてはいけないのだろうか、一般の方もハード面を考えがちだと思いますけれども、実は対話で会話できることも多いことなど、また様々な障害の種類を知ることで、配慮について理解につながることで、そして障害がある方が合理的配慮を願い出るのに引け目を感じることがないためにも、ぜひですね、啓発事業でしたか、啓発事業で町民対象の研修会や講習会などの実施に期待しております。

いろいろな事業者がですね、いろいろな合理的配慮の方法があるんだと、まずはイメージを膨らませていくことが最初の一步ではないかと思っております。

それも踏まえて、次の質問をいたします。

合理的配慮の提供が、各事業者にとって過重な負担かどうかの判断や、環境整備、建設的対話など、個々の場面で円滑な対応が難しい場面があります。

障害者の権利を守り、法が正しく理解されるためにも、相談窓口の設置が必要と考えますが、見解をお聞きします。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

本町では、先ほど議員も少し触れられましたが、町職員向けの職員対応要領を作成するとともにですね、新規の採用職員研修を初めとする研修を実施しまして、障害を理由とする差別の解消の推進を図っております。

各事業者において、合理的配慮の提供等対応がですね、難しい場合の相談窓口としましては、福祉部福祉課または各関係所管の方へ御相談いただければなというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい、わかりました。

人それぞれ障害によってニーズも違い、なかなか配慮のマニュアル化っていうのは難しいです。

今回の義務化で、事業所が相談したいことや教えてもらいたいことなどがあつた時は、

スムーズに対応できる体制と周知のほどを期待しています。

では、次の質問に入ります。

事業者の方から、「いつも車いすで来てくださるお客様がいるので、簡易スロープの購入を考えている。」と相談されたことがありました。また、実際に店舗前の段差解消の工事をされた事業者もいます。

「ドアの取替えはできないが、店舗入り口に呼び出し用のインターホンがあれば、すぐに気がついて介助できるんだが。」という声もあります。

音声拡張器や点字メニュー、手すりの設置やトイレの改修など、より多くの人の目に触れ、関わり方を自然に町民が学ぶことで、障がいのある人や介護の必要な高齢者、ケガをしている人などができることの幅が広がり、社会参加が実現すると考えます。

障がい者への合理的配慮の普及啓発を図るとともに、社会的障壁を取り除き、もって障がいの有無にかかわらず、すべての町民が共に支え合いながら、自らの意思で社会活動に参加できる地域づくりを推進するためにも、町内の事業者が合理的配慮の提供に要する経費の補助が必要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） この質問につきましては、私の方から回答させていただきます。

障害者差別解消法の趣旨は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、条件を付けるなどの不当な差別的取扱いを禁止し、また、障がいのある人から、社会の障壁を取り除くための対応を必要としている意思の表明があったときは、その実施に伴う負担が過重でないときに、必要な合理的配慮を行うこととされています。

また、合理的配慮の提供にあたって、障がいのある人と事業者との間で建設的対話をし、相互理解を深めた上で、共に対応可能な方法を検討することが求められております。

御質問にあるような、合理的配慮の提供にあたり、購入、改修など事業者の過重な負担となるような対応を義務として求めているものではなく、お互いに歩み寄って対応可能な範囲での合理的配慮を行うことが重要と考えます。

このことから、現時点においては、合理的配慮の提供に要する費用の具体的支援については考えておりません。

以上です。

○3番（高橋真結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋真結美君） 経費の補助は、現在考えていないというお答えをいただきました。

過重な負担はできないけど、軽微な購入や軽微な改修も考えている事業者さんも実際にはいます。

経費のですね、支援があることによって、より共生社会の意識が町民に今後広がっていくのではないかと私は考えるのですが、町長はその辺のところ、どうお考えになりますでしょうか。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） この件につきまして、私の方から回答させていただきます。

重複することとなると思いますが、事業者様の費用負担については、先ほども話しました。過重な負担にならないよう、利用者持っでは提供者との関係性を持ってですね、建設的な会話の中で求めに対して対応していただければなというふうに考えておりますので、軽微な費用であっても過重な負担であってもですね、事業者としての運営上の経費ということでの御理解と、あと、そのことが、共生社会の一つの方法として、障害者に対する支援ということを事業者さんが行っていただけるということで、町としてはそのことを大事にさせていただきたいなというふうに考えております。

またですね、例えば、もし建設的な対話が困難でなかなか利用者さんとの問題がなかなかうまくいかないということがあればですね、先ほども話しましたが、総合的な障害者に対する総合的な相談窓口ですけれども、福祉部の方にお問い合わせをいただいて、町も一緒にですね、利用者さんと事業者さんと町と一緒に考えて、なるべく建設的なお話が進められるように対応させていただきたいと思いますので、御理解お願いしたいと思います。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

それでは、次の二つ目の質問にまいります。

「ふるさとの森動物館の今後の方向性について」。

平成10年に設置された動物館は、別海町ふるさとの森設置条例に位置づけられており、情操教育の場が目的として明記されています。

町内の園児や小学生が訪れ、動物館ファンの大人の方や、小さなお孫さんが動物好きでよく連れてくるという方、また、町外からも動物館目当てに訪れる方がいます。

夏場になると、動物館があるから別海町のキャンプ場を選択したというファミリーも多く訪れます。

別海町民も、若い方なら子供の頃に行った思い出、大人は子供や孫を連れて行った思い出、あの頃はこんな動物がいたなどの話題で盛り上がり、まさに人間の無意識的な感情の領域を正しく考慮し、創造的な心情と活動力を育てる情操教育の場になつていたと感じます。

しかし、最近では動物の高齢化に伴い、空いている厩舎が目立っています。

現在飼育している動物も、ウサギ以外ほとんど高齢とのことです。

数年前には、野生動物の侵入防止の防護ネットを新設し、また、厩舎や園内もきれいに整備されており、管内唯一の動物館として、町民からは新しい動物を入れて欲しいとの声も聞こえています。

そこで、次の質問をいたします。

ふるさとの森設置条例では、自然とのふれあいを通し、町民の快適な環境、精神的なゆとりの場、文化及び情操教育の場を目的として掲げられています。

動物館においては、動物の保護の役割としてどのように位置づけられているかをお聞きします。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

動物館は、森林、野鳥観察館、遊歩道やホーストレッキングなどふるさとの森を構成するひとつの施設でございまして、それらを町民の方が利用することにより、ゆとりを持つことができたり、感情や情緒を育むことができる施設として設置しておりますので、動物館に、動物の保護といった役割は位置づけておりません。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今までですね、いる動物は保護されている動物達だと思っていたのですが、今までの保護された動物の受け入れ経過をお聞かせください。

また、2025年を目指して、動物愛護法改正が議論されている中、野生動物の飼育環境の維持やケアなど、課題も生じるのではないかと考えます。

動物館における現状の課題や、今後、想定される問題点がありましたらお聞かせください。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

今までに受け入れました野生動物は、令和元年のエゾタヌキ2頭のみでございまして、町民の方が有害駆除目的で捕獲したものの、処分に困り相談を受け、その際に受け入れております。

受け入れた理由としましては、近年のエゾタヌキの目撃情報や個体数が増えたエゾタヌキの展示が動物館の集客につながるものとして、当時受け入れた経過がございます。

また、動物愛護議員連盟で2025年の改正を目指すとしております次期動物愛護管理法につきましては、議員立法により改正案を作成しておりまして、その経過が開示されていないことと併せて、これまでの国会審議も短期間でございまして、その内容を十分に知る機会がないため、改正法が施行されたのちに、課題や今後の想定される問題点が見えてくるものと思います。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

それでは次の質問に入ります。

昨年も鹿が2頭亡くなり、依然として厩舎は空いたままです。

来館者も減ってきています。

動物館活性化のための広報やイベント等も予算が必要です。

別海町過疎地域持続的発展市町村計画では、観光またはレクリエーション事業にふるさとの森動物館整備事業が、また、過疎地域持続的発展特別事業には、ふるさとの森動物館管理運営事業が町主体で掲げられています。

観光やレクリエーションにも位置付けられ、情操教育の場を条例に掲げている中、町としての動物館の今後の方向性について、町長の見解を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

平成10年の動物館オープン当初、2万7,000人の来場者も、減少の一途をたどり、平成25年には1万人を下回り、近年は6,000人台を推移している状況です。

また、平成24年度は620万円程度の管理運営経費が、令和4年度では940万円程度となり経費がかさんでおります。

平成26年には一度、施設の老朽化、飼育動物の高齢化や利用者数減少から存廃検討のために、アンケート調査を行っていますが、回収率が1.46%と関心の低さが目立ち、結果も存続か廃止かの判断が難しいものとなりました。

また、平成30年には野生動物を診療できる獣医師が不在となったことから、高齢動物の寿命や適正な診断処置ができないため、その後、野生動物を受け入れられない状況となりました。

ある一定数の動物館ファンや、子供の情操教育の場の一つとなっていることも承知していますが、同時に動物愛護の観点から、野生動物の診療ができる獣医師がいないこの地域において、野生動物を展示飼育し続けることの懸念や不安は払拭できず、現時点では、今後の野生動物の飼育は難しいものと判断しております。

これらのことから、現在いる動物がそれぞれの寿命を全うできるよう飼育、施設の維持管理を行い、残された希少動物の状況を見て、今後の施設の在り方について協議・検討が必要であるというふうに考えております。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

野生動物を診療できる獣医がいないので、適正な診療ができない。

動物愛護の観点からも、飼育を続けることが難しいというのはとてもよくわかりました。

現在、今いる動物の診療はどうされているのかを教えてください。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

動物館にいる動物が病気等にかかった時には、現在、野生動物を診れる獣医師ではありませんけども、通常の獣医師さんに診ていただいて、診療等を行っていただいております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

先ほどの御答弁ですと、新たに動物を増やすことはできないけれども、何とか、今いる動物が寿命を全うするまで管理していきたいというふうに私は受け止めたんですけども、それでよろしいか確認をします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

繰り返しになりますけども、現在いる動物がそれぞれの寿命を全うできるよう、飼育施

設の維持管理を行いまして、残された希少動物の状況を見てですね、今後の施設の在り方について、協議・検討が必要だというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

残された希少動物の状況を見ながら検討ということで、そうですね、やはりこれからはどんどん入れないってことですよ。

これから空きスペースがどんどん増えていき、寂しい動物館が続くのではないかと想像されるのですが、減っているとはいえ来場者の方も6,000人いると先ほど伺いました。

町民の方にはどのようなふうに、今後の状況をお知らせするのか教えてください。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

特にですね、町民の方に周知ってことは考えておりませんでしたけども、先ほど一定数のですね、動物館を利用されてる方、あるいは楽しみにしている方もいらっしゃいますので、そういったことを含めると、今後の在り方については、まだ今の段階ではですね、先ほど言ったように希少動物の状況を見て、今後、その施設の在り方を検討していく、検討していく必要があるということでしたので、それらの動向を踏まえてですね、しかるべき時に、一部の方には、周知したいなというふうには考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

先ほどの部長の御答弁を伺いまして、大体わかったのですが、動物館に関して町長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 再々度の御質問ですので、お答えいたします。

動物館が最初に出来上がった経緯も私はよく存じておりまして、最初はネイチャーセンターの館長になっていた森田獣医さんが、自分のところで保護していた野生動物、これの数が多くなってきたところに、別海町で一部預かって、そして動物館として運営していきましようという話で、最初取り組みました。

そもそも動物館、保護した野生動物をしっかりと保護して育てていくというのは、必要なことだと思うんですけども、見せるために動物をそこに飼育するというのは、これは本当のこと言えば、逆に動物虐待にもつながるんじゃないかなと思う思いもありますので、積極的に見世物のための動物を動物館で飼おうという飼育しようとする気はありません。

ただ、森田さんはいなくなりましたけれども、今後、もしその野生動物が町内なりで保護されて、それをどこも扱えるような場所がないというようなことがもし起きた場合には、そういうことを保護してあげていかなければならない、そんな状況も出てくるかもしれません。

ただ、現在は、今現在いる、飼育してる動物達が、もし、亡くなった場合には、閉鎖と

いうことも視野に入っているという部長の答弁のとおりでございます。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

今回、この質問にさせていただいたのは、やはり、たくさんの町民の方から最近空きスペースが多くなった、動物がとでも少なくなったんだけど、一体これからどうするの、あそこどうするのって話をよく聞かれたものですから、今回は質問させていただきました。

また、ぜひですね、検討の際は、今後も町民の意見、声を何らかの形で聞きながら、検討していただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番高橋眞結美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

10番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目、「タブレットの活用と出席日数の取扱いについて」。

GIGAスクール構想が、新型コロナ感染症による緊急宣言を受け早期実現され、3年が経過します。その間に本町には、光回線が整備され、通信環境も整いました。

これにより、変化の激しい時代を生き抜く子供たちが、従来の一斉教育だけでなく、自分のペースで学習を進めることもできるようになりました。また、教員は、個々の児童生徒の理解度を把握し、個別にフィードバックや指導を行うことができるようになりました。

また、オンライン学習を通して、他の地域の学校との交流も行われています。

野付小学校では、友好都市の大阪枚方の小学校と交流学習を行い、それぞれの町の産業や特色を紹介し合いました。子供たちが発表に向け家で、父親の持ち帰ったホタテの泳ぎ方を観察して動画に収めたり、祖母がホタテの剥き方を実演したのを収録、酪農家の子供は、牛舎で子牛を観察して、情報収集するなどタブレットを使い撮影・編集を行い、交流を進めています。

さらに、海外との交流学习として、中央小学校の児童が、カンボジアの現地校と文化の交流を行うなど、地域を飛び出し、自分たちで創意工夫した内容・興味・関心を高める展開が広がっています。

一方、コロナ禍以降、全国的に不登校の児童生徒が増加しており、本町でも増加傾向にあります。

学校に来て、教室に入れなくても、別室でオンラインで授業を受けている生徒や家庭で受けている生徒もおります。

顔は映さず意見を発表したり、回答したりして授業に参加しています。

以下、3点についてお聞きします。

1点目、タブレットの家庭への持ち帰りの状況はどのようになっているかお聞きいたします。

○学校教育課長（池田卓也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

タブレット端末の家庭への持ち帰りについて、本町においては近隣他市町に先駆けて、町内全校で対応可能な状況を整えており、臨時休校の際のオンライン授業も実施することができます。

なお、日常的な持ち帰りの状況につきましては、毎日持ち帰る学校や週末のみ持ち帰る学校、児童生徒が自主的に判断して必要に応じて持ち帰る学校など、各校の実態に応じて最適な判断がなされております。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

今の確認で、各学校の判断ということで、毎日、持ち帰る学校もありますし、その週末持ち帰っているということはわかりましたので、次の質問に入ります。

2番目、1月末に荒天による臨時休校が2日間あったが、オンライン授業の状況についてお聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

本年1月末の吹雪による臨時休校の際にオンライン授業を実施した学校は、ありません。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 私もすべての学校ではないですけど、いくつかの学校に聞いたところですね、今回は実施しませんでしたと。

どうしてですか聞いていたら、授業日数が順調にきていて、欠時が見込まれないので、今回については、行わなくても大丈夫ですと、そういう判断があったということで行っていないということで、それでいいと思うんですが、GIGAスクールが入った時のもう一つの狙いとして、感染時ですとか臨時休校が続いた場合についても対応できますよと、できるようにしましょうと。

それに向けての準備としては、結構ね、課題が出てくるかと思うんですけども、今後、その取組等もですね、進めていただきたいと思います。

続いて、次の3点目に入ります。

家庭でオンラインで授業を受けている子供は、出席扱いになっていません。

文部科学省からのやむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導（令和3年、4年事務連絡）や不登校でも出席日数を得られる文部科学省公認制度が、近年出されました。

これらの事務連絡や公認制度に対する見解についてお聞きします。

○教育長（相澤 要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 私からお答えします。

外山議員の御質問は、出席日数やICTの取り扱いに関わるものですが、その中には二つの内容が含まれていると思いますので、分けて答弁をさせていただきます。

一つは、新型コロナウイルスの感染拡大で長期の臨時休校や学年閉鎖などが続いたことを受けて、令和3年と令和4年に文部科学省のデジタル化プロジェクトチームから発出された、やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等についてという事務連絡だと思います。

児童・生徒の学びを止めないという観点から、ICT端末の整備や準備を早急に進めるようにお願いしますという内容でした。

このことについてですけれども、オンライン教育を初め、ICTを活用した学習指導等を実施できる取組について、本町では、即時あるいはそれに先駆けて町内各校において実施できる環境を整えてまいりました。

なお、この通知の後に実施したオンライン授業の実施日を出席日数とする取扱いについては、各校年間指導計画の余剰時数の範囲内で対応できるものであったことから、実際にそうした措置はとりませんでしたけれども、今後もパンデミック等において、長期の休みが続くなどという場合には、オンライン授業を実施するとともに、それを出席日数として計上する措置をとることが、町内全校において対応可能となっております。

もう一つは、コロナ禍前の令和元年に文部科学省の初等中等局から発出された、不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知だと思います。

内容は、過去の不登校施策に関する通知を改めて整理したもので、その中の別紙2の中に、不登校の児童生徒が自宅において、ICT等を活用した学習を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いが示されていました。

このことについてですけれども、不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭に引きこもりがちであったり、不登校であることによって、学校への復帰や中学卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。

このような児童生徒を支援するため、一定の要件を満たした上で、自宅において学校等が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすることや、その成果を評価に反映することができるとされています。

こうした対応は、当該児童生徒の学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することによって、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながることから、積極的に進めていくべきであると考えています。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、2点に分けていただいて、オンライン上でですね、長期休業等に関わっては出席扱いになりますよということで、分けていただいたやむを得ずというところですね、今、回答の中で、一定の要件を満たしたらとあるんですが、自分、今回、学校周って、同じ内容というか、例えば校門をくぐって、そして保健室とか他の教室でオンラインで授業を受けていると、この子は出席扱い。

同じ内容でも、家でオンラインを受けてる子については、出席扱いにならないと。

それそうなんです、今の文部科学省からでてる通達の条件が7項目があって、一定の条件というのに当てはまらないととなっているんですが、片や教室、片や家庭でということになってですね、それは何とか、不利益ですとか学びを止めないとかですね、まだ、全国的にもなってはいないんですが、それを何とかできるようにならないかと。

それで、今、この一定の要件ということを満たしたらということができましたけど、一定の要件を満たすということは、どのような要件が、要件が求められているのでしょうか、お聞きいたします。

○教育長（相澤 要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） お答えいたします。

やむを得ずっていうのは、不登校のことではなくて、先ほど説明した前者の部分で、例えば、長期の臨時休校が続いたとか、それから、自分が濃厚接触者になって学校に出れないとか、そういう場合のことをやむを得ずというふうに、言っております。

今、御質問があった件については、それは一般的な不登校のことですね。

要件というのは7つあるんですけども、例えば、まず保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれているですとか、それから、例えば、これちょっと1番大きなネックかなと思うんですけど、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とするというのがあります。

これもやはりクリアしないと、例えばZOOMとかであれば、音を切ってるだとか、それから画面をシャットアウトしているとか、そういうこともありますので、そういったことも対面でやるっていうことも前提となっているというようなことがあります。

それから、学習活動は計画的な学習プログラムであることとか、以上、時間ないので、言いませんけども、そういったようなことが7項目あるということです。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

文科省から出されています7つの条件で、今、2つか3つおっしゃいましたけれども、これが一つの壁になっているんですけども、出席の認定は教育委員会若しくは校長の権限の中にあると思うんですよ。

それで、十勝あたりはこれから検討するですとか、釧路はまだ取り組んでいないんですけども、ぜひ、本町でもですね、その家庭でオンラインで受けている子供が、出席扱いになれるような取組について、検討していただきたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

続いて、第2問です。

「小野沼公園の来園者増と実のなる木植栽事業について」。

小野沼公園は、小野勝治氏が昭和31年から公園造成に着手し、スコップ一丁、リヤカー1台で造成した公園です。昭和43年に議会決議で第1号の村立公園になりました。昭和56年に公園用地として町に寄付がされ、町立公園となりました。

平成に入り、台風により堤防が決裂し、沼としての機能を失いましたが、国・道・町による3年間の環境整備作業が行われ、平成17年に現在の姿となり、町立小野沼公園とし

て町民に親しまれてきました。その間、昭和55年から「小野沼公園まつり」が開催され、中春別小学校の鼓笛パレードや地元の太鼓サークル(菊水太鼓)の発表、焼肉コーナーなどが行われました。

その後、平成20年代後半になると、実行委員の高齢化、人手不足などで公園まつりが中止となり、地元の小学校、中学校の遠足やキャンプが行われてきました。

令和に入ると、コロナ禍もあり、春の桜のシーズン以外は、閑散とした状況になっています。

公園内には、自然水路、せせらぎ水路があり、幼児が水遊びできる場所や遊歩道、遊具なども整備されています。

草刈りなどの管理も行き届き、素足で走り回ることも出来る状況です。

また、平成30年には実のなる木殖事業でブルーベリー、スモモ、リンゴなど10種類の木が植えられ、今後の収穫が楽しみになっています。

そこで、3点についてお聞きいたします。

1番、実のなる木植栽事業は、平成29年度から小中学校への桜の木の植栽、小野沼公園を始め、憩の森公園、中西別公園などで進められています。植樹後の管理、ネズミなどによる被害など、状況についてお聞きします。

また、植栽された木の近くに看板があり、事業目的の1つに「収穫を楽しみに」がありますが、収穫状況についてお聞きいたします。

○産業振興部長(佐々木栄典君) 議長。

○議長(西原 浩君) 産業振興部長。

○産業振興部長(佐々木栄典君) お答えします。

実のなる木植栽事業で各公園に植栽した樹木は、基本的に手の掛からない樹種を選定していることから、特に難しい管理はしていませんが、生育状況を確認するため、年に数回、職員による巡視を行い、枯損が認められた場合は、新しい苗木と取り換えるなどの保全に努めています。

また、ネズミからの食害を防ぐために根本への保護カバー設置や殺鼠剤を散布するなどの管理を行っていますが、それでも一部の樹木はエゾシカの食害にあったり、うまく生育できないなどの状況も見られます。

収穫状況については、植栽した樹木により違いはありますが、植栽してから数年が経っていることから一部の樹木ではすでに実がなっており、公園に来園する、子供や保護者が気軽に実を収穫し、楽しんだとの報告を受けております。

また、町独自の収穫祭などのイベントは特に設定せず、来園する子供たちが時期になるといつでも気軽に実を収穫するなど、本事業の目的である、自由に樹木とふれあい、みどりを学び、収穫を楽しみ、森に親しむ木育の機会を与えることを前提として、今後も町民が樹木に親しめるような機会を提供していきたいと考えております。

○10番(外山浩司君) はい。

○議長(西原 浩君) 10番外山議員。

○10番(外山浩司君) 今の答弁です、年数回まわって、管理も一応行ってますよって。

また、枯れた分については植え替えていますし、年月が過ぎて実も実ってきて、子供たちも楽しみになっているという状況がわかりましたので、次の質問に入ります。

2点目、小野沼公園では、池には2艘の手漕ぎボートが置かれ、池の中を自由に行き来

することが出来ます。この池に、カヌーやSUP（Stand Up Paddle board）に乗るように出来ないかお聞きします。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

現在のところ、町が手漕ぎボートの他に新たに機材を購入し、貸し出す予定は考えておりませんが、個人で所有されているカヌーなどで公園を利用することは、特に規制を設けておりませんので、安全面に十分気を付けていただき、個人の責任において可能となっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 個人の責任で構わないですよということですので、公民館講座でも子供たちもやっていますし、グループですね、カヌー関係もありますので、どしどしですね、小野沼公園を活用していきたいなと思っております。

3点目入ります。

自然鑑賞するだけでなく、自然を体験することができる施設を整備し、体験プログラムを推進することで、自然への価値・興味が高まると考えます。

小野沼公園を活用することで、町民の利用や関係人口の増といった観光資源にも繋がると考えますが、所見を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 自然体験学習を目的とした新たな施設の整備は考えておりませんが、小野沼公園は自然に満ちた公園です。いまある自然環境を利用し、観察力、洞察力を磨くネイチャーゲームや、落ち葉や枯れ枝を拾いオブジェを作成するなど創作力を養う製作プログラムの実施など、いろいろな自然体験学習に活用できるものと考えております。

このように、小野沼公園は大切な観光資源ですので、利用者の増加に向けた整備やPRは進めていきたいと考えています。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、大切な資源ですよ。

あと、利用拡大に向けてやっていきたいという答弁いただきましたので、自分としては、地域協力隊がですね、観光部門でも活動していますので、SNS等でですね、小野沼公園含めて、他の公園なんかも7つありますけれども、べつかい十景もありますけれども、それも含めてですね、町民の憩いですとか、観光増につながればいいなというふうに思います。

以上で、これについては終わります。

○議長（西原 浩君） ここで、申し上げます。

一般質問の途中ではございますが、東日本大震災により、犠牲になられた方々に対して、追悼の意を表するため、黙祷を捧げますので、ここで2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時49分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

それでは、3問目です。

「直木賞作品を多くの町民へ及び町民栄誉の対象について」。

1月18日の1面に河崎さん（別海町出身）直木賞に載って以来、テレビや新聞では、連日、河崎さんのインタビューや受賞作の「ともぐい」のことが取り上げられてきました。

本町にとっては、別海高等学校の甲子園出場と共に、大変嬉しい出来事でした。

図書館には、直木賞のコーナーが作られ、訪れた人に改めて受賞の喜びと過去の作品に触れることが出来ます。

また、母校の小学校では、「おめでとう先輩のコーナー」が作られ、新聞の切り抜きや「清浄島」や「颶風の王」など、今まで出版された本も展示されています。さらに、名前を書き、本を借りれるようになっていて、名簿には、多くの児童の名前が書いてありました。

今回、河崎さんが受賞した直木賞は、日本最高峰の賞の1つで、大変価値があり、作家としての河崎さんを大いに讃えるに値すると思われまます。

しかし、受賞作の「ともぐい」は、今回、図書館で購入した冊数が少なく、予約が殺到し、14番待ちの状況でした。（2月9日の時点）すぐに読みたくても、なかなか借りられない状況です。

また、施設に入所している人には、電話での予約、受け取りに行く時に家族等に依頼しなければならず、時間がかかるようです。

現在は、町民の間に直木賞ブームで大変盛り上がり、読みたい人が多く存在しています。

そこで、質問です。

1点目、別海町民栄誉賞は、「広く町民に敬愛され、町民の夢と希望と活力を与えることに顕著な功績を収めた方」とされています。今までに、楠瀬（旧姓）志保さん、郷里里砂さん、森重航さんが受賞されています。

今回、直木賞を受賞した河崎秋子さんについても、町民栄誉賞の対象となると思われまますが、考えをお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

本年1月の第1回町議会臨時会開会に当たっての御挨拶でも町長が申しあげましたけれども、河崎秋子さんの直木賞の受賞は、町民栄誉賞に該当する輝かしい功績でありますので、町では、現在、町民栄誉賞を贈るための準備を進めているところです。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

多くの町民がですね、望んでいますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

2点目、図書館で、「ともぐい」の本を追加で購入することはできないかお聞きします。

○図書館長（塚 啓君） 議長。

○議長（西原 浩君） 図書館長。

○図書館長（塚 啓君） お答えいたします。

別海町図書館では、町出身の作家である河崎さんの図書につきましては、貸出用と保存用の2冊を所蔵するようになっており、今回の直木賞受賞作の「ともぐい」につきましても同様に対応しておりました。

ただ、受賞作は読みたいとの希望が多く、増刷された際に1冊を購入し2冊を貸出用としておりましたが、その後、さらに3冊を購入して、予約待ちの解消に努めているところです。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

自分が2月上旬にお伺いした時に、3冊だったんですね。

1冊置いてあって、2冊ということで、それから3冊買って5冊ということですね、順番待ちがということで、ちなみに、現在は順番待ちの方は何名ぐらいになったんですか。

○図書館長（塚 啓君） 議長。

○議長（西原 浩君） 図書館長。

○図書館長（塚 啓君） お答えいたします。

予約件数は、流動的なものというふうに考えているんですが、3月11日、今日現在で、予約件数は9件となっております。

順番待ちの期間は、減っているものと考えております。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

5冊に冊数が増えて、回転も早くなって、それでもまだ9の方がいらっしゃるということなんですね。

はい、わかりました。

次の質問に入ります。

3点目、病院や施設及び中学校に、受賞作品をはじめ既刊本を購入し、河崎秋子さんコーナーとして設置できるように何冊か寄贈出来ないかお聞きいたします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

自治体としての本や文化の保存に関する役割は図書館が担っております。

河崎さんが直木賞候補に選ばれた時点から特別展示を実施し、受賞後も継続して展示を行い、訪れた人に受賞の喜びや過去の作品にも触れることが出来るよう対応しております。

また、母校である別海中央小学校や一部の町内事業所等においても、独自にコーナーを設けるなどの対応をしております。

今後も、図書館や上西春別地域開放型図書室、移動図書館車などで貸出しするとともに、ブーム中だけでなく、長い年月にわたり、地元の作家を紹介するなど、町民に広く浸透する取組をしていきたいと考えております。

寄贈に関する考えにつきましては、ないことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

今、寄贈の考えはないということなのですが、今回、町民栄誉賞ということで、やりますよということで、うちからの応援としてはね、例えば、そういう賞もあれですし、いかに多くの本を買うっていうかね、購入するかと。

それ個々でも買いますけども、やはり町としてですね、そして施設ですとかに配るのも一つの方策かなと。

今、町民に深く浸透する取組と。

その取組の一つが、施設ですとか、病院ですとかね、待合室とかね、そういうことでもありますし、学校に新年度になれば図書購入費って予算が学校の規模によりますけれども、ある程度こうお金入って買うことができるんですが、やはり、郷土の大先輩っていうか、大作家としてですね、敬うっていうか、たたえるとかという感じですね。

今回、大谷選手のグローブありましたよね。

各学校にということで寄贈されましたけども、そんな考えでですね、もう一度聞きますけども、町として、教育委員会として、図書館としてですね、そういう施設、さっきも聞きましたけど高齢者施設では読みたくてもなかなか読めないという方ですね、自分の所には1件しか電話来なかったんですけども、読みたいけどなかなか順番待ちなんですって声もあったんですけども。

そういうところに貸し出しではだめだと思うんですね。

寄贈することによって、管理もそちらに回りますから、そこで対応してもらおうと。

そのような方法ができないか改めて聞きますけど、いかがでしょうか。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

もちろんですね、河崎さんの部分については、大変大切なことだということではあるんですけども、町の図書館としてはですね、町民の読書意欲を喚起するためにですね、その特定の作品だけではなく、やはり幅広いジャンルの本を揃えていくということが目的になるということでもあります。

それで、そういう施設の部分の貸出しにつきましても、電話の予約ということですね、可能ですので、そういった部分を活用してもいただきたいというふうに思います。

それで、予約者がですね、今後どんどん増えてくるというような状況だとか、そういう部分もありましたら、そういう場合につきましてはですね、また図書館の方で増書をしてですね、できるだけ対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただき

たいと思います。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 町の図書館ですから、一定の方向でっていうことはわかるんですが、それとは別にですね、今回こういう賞を受賞したということなので、特別という考えを自分は持ったんですね。

もう1点聞きますけど、さっきの答弁で上西春別地区の図書館ということですが、ここには本を買って与えているんでしょうか。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

上西春別中学校の方には、増書の方をしてないんですけども、図書館の方で貸出しを受けた場合については、貸出しをするというような対応とっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

できればですね、今回、同時にやっぱり上西春別の方にも町として買って与えた方がよかったのかなと思いますし、いろんな事情があるんですけども、自分は行政のあれではないですけども、やはりなんかあった時に、特別にってのはね、そういうちょっとしたゆとりっていうかな、そしてメリハリをつけるってことも、大事なような気がするんですけども、以上述べまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、10番外山浩司議員の一般質問を終わります。

次に、7番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） 通告に従い、一般質問をします。

「酪農家への今後の支援策について」。

町では酪農家への支援策として、昨年8月から今年1月までの6か月間の水道減免をしました。酪農家の方々は、「本当に良かった、本当に助かった。」などの声が聞こえてきています。

しかし、配合飼料や化学肥料の高騰は続いております。生乳生産抑制は戻り、乳価は少し上がったものの、牛の販売価格はまだ低迷していて、営農資材の高騰もあります。

そして、また、将来への不安や経営不振の要因も大きく、令和3年離農者数は17戸、令和4年は22戸、令和5年は、5月20日現在で3戸と離農者は毎年続いており、酪農家の危機的な状況は、まだまだ続いております。

そこで質問です。

酪農家の離農戸数は、令和3年17戸、令和4年22戸離脱し、令和5年2月1日現在の生乳農家戸数は585戸です。後継者不足が1番の要因ですが、令和3年以降は、将来

の不安と経営不振による要因が大きくなってきています。

令和5年の離農戸数と要因を町としてどのように分析しているのかお聞きします。

○農政課長（皆川 学君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 生乳生産農家の離農状況につきましては、北海道の公表に合わせ、例年2月1日から翌年1月31日までの期間で集計していることから、令和5年2月1日から本年1月31日の期間でお答えいたします。

離農戸数は20戸で、昨年と比べ2戸減っております。

要因ですが、後継者不足が昨年と比べ5戸減少の9戸、経営者の病気等による離農が4戸増の5戸、将来不安が2戸減の1戸、営農不振が1戸増の5戸となり、後継者不足に起因する離農は大きく減少しているものの、昨今の酪農情勢により営農不振による割合が増えていることと病気等による突発的な離農の割合も大きく占めているような状況となっております。

以上です。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい、わかりました。

次に、2番、令和6年2月14日開催の産業建設常任委員会の調査で、酪農振興対策が報告されました。令和5年度は、国や道により、配合飼料高騰対策などが行われ、町としては、水道料減免対策が行われました。委員会の調査では、令和6年度については、国や道の動向を注視しながら、JAと協議をして町としての対応を考えていくとのことでした。

令和6年度の酪農情勢を踏まえた上で、町の支援を町長はどのように考えているのか所見を伺います。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

農業における物価高騰に伴う町独自の特別対策については、現時点で決まっているものはありませんが、物価や生乳需給の動向、国や道の対策の状況などを注視するとともに、酪農家が意欲を持って経営を続けられるよう、必要に応じ適切に対応していきたいと考えております。

また、今後も国や道の対策を効果的に活用しながら、農協等の関係団体と連携を密にし、これまで同様、農業に対する各種施策を行い、引き続き、酪農家への支援を行ってきたいと考えております。

以上です。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） わかりました。

今後、安定した継続的な生産基盤を築いていくためにも、この危機的な状況をいろんな支援策を持って支えていくべきだと思います。

今後の酪農情勢を踏まえて、国や道の動向を注視しながら、JAとも協議をして、町としての対応を考えていただきたいと思います。

また、今後も常任委員会の中で、継続して調査していきたいと思います。

以上で、次、2番に移ります。

「障害のある人が相談しやすい体制について。」

当町では、すべての人権が尊重され、あらゆる面において差別の無い平等な社会を築き上げることを目指して、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

別海町障がい者計画では、より専門的な相談の対応ができるように、社会福祉士・精神福祉士などやピアカウンセラー（障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいのある人からの相談に応じ問題解決の助言を行う人）を配置し、相談支援体制づくりを進めています。

しかし、町内の障がい者施設で虐待を疑われる事案が続いています。今後も継続して障がいのある人が安心して生活でき、また、相談しやすい体制を整える必要があると考えます。

町として、この課題をどのように捉えているのかお聞きします。

一つ目、障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の充実だけではなく、専門職の確保が重要です。

事業所における専門職員の人材確保や職員の資質向上のための研修への町としての支援策の状況をお聞きします。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

各事業所における専門職員の人材確保に対する支援策としましては、介護職員の基本となる知識や技術を習得する研修を行っておりまして、介護職員初任者研修講座、この開催ですとか、介護福祉士養成機関などの学生に対して、奨学資金を支給する別海町奨学資金支給事業などがあります。

また、職員の資質向上のための研修としましては、根室圏域1市4町で委託している根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室と言いますが、こちらにおいてですね、障がい福祉サービス従事者や相談支援事業者の資質向上のための研修会や事例検討を行っているところです。

以上です。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） 次に、2番に行きます。

障がいのある人が相談しやすい体制づくりのために、サービスの利用相談や相談支援専門員、サービス管理責任者などの専門性を持った人材の養成のための支援策の状況をお聞きします。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

相談支援専門員やサービス管理責任者の養成研修につきましては、北海道が実施してお

ります。

町内の障がい者施設においても対象となる研修にですね、受講しているというふう聞いております。

なお、本町における独自で養成のための支援は行っておりません。

以上です。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） 次、3番に行きます。

障がいのある人や保護者、または職員から町の相談窓口相談があった場合は、町としてどのように対応しているのかお聞きします。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

本町では、より専門的な相談対応ができるように、社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職、障がい当事者であるピアカウンセラーを配置し、障がいのある人や保護者、職員等からの各種相談に対応しております。

対応の内容につきましては、障がいのある方や御家族等からの相談は、障がいの種類や程度、年齢や性別、家族構成等によって様々であり、一概には申し上げられませんが、共通する事項としましては、本人の話を傾聴し、相談内容の趣旨を確かめ、優先順位を整理した上で、本人の意向を確認し、必要な制度やサービスの申請、または対応可能な機関につなげるなどなどの対応を行っております。

なお、本町の障がい者虐待防止センターを、福祉部福祉課に設置しております。

障がいのある人の虐待に係る通報、届出、相談につきましては、障害者虐待防止法に基づき、事実確認や訪問調査、立入調査を行い、緊急性や一時保護の必要性を判断し、障がいのある人の安全や権利が守られるように対応しているところです。

以上です。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

町内の障害者施設は、大切な施設です。

職員の資質向上のため、研修への支援を継続していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2番吉田和行議員、質問者席にお着き願います。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 通告に従いまして、質問をいたします。

まず、質問の前に、本年1月1日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

被災地の早期の復興に期待いたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

一つ目、「日本海溝及び千島海溝型地震における地震対策について」。

能登半島地震の被災地の広い範囲で続く断水は、生活や産業などの復旧を妨げ、深刻な影響を及ぼしています。

ニュース、新聞等の報道では、石川県珠洲市の酪農業では、水の確保が困難になっている事から、40頭余りの乳牛全頭を手放す苦渋の決断をした酪農家や、地震直後に起きた停電で搾乳が行えず、乳牛の3頭に1頭ほどが乳房の炎症や発熱を起こした酪農家もいたそうです。1ヶ月経った時点でも、水道復旧の見通しが立たず、一日数回川にポンプで水を汲みに行ったり、湧き水をタンクに溜めての牛の飲み水確保も、気温が下がる日は、湧き水が出てこなかったそうです。漁業においても、洗浄・製氷などに真水を多く使い、海水の汲み上げ等にも電気を使うので、漁に出られたとしても加工が止まる問題が考えられます。特に、厳寒期における地震の被害は甚大で、その対策を考えなければならないと感じさせられました。

2021年12月に、中央防災会議から日本海溝・千島海溝プレート境界周辺で、30年以内に超巨大地震が発生する可能性が最大80%まで迫っていると発表されました。

地震に対する対策は常に考えておかなければならないと改めて考えるところで、特に、厳寒期に地震が発生した場合、基幹産業である酪農業、漁業の影響が大きくなると考えられる事から、今回は、特に影響が大きいと考えられる酪農業について地震対策についてお聞きいたします。

一つ目、平成30年9月6日に胆振東部地震が発生し、この地震の影響で複数の発電所が停止したことにより、道内全域で大規模停電が起きたことは記憶に新しいところです。

このことにより、非常用の電源確保の重要性が認識されましたが、酪農業における整備の状況についてお聞きいたします。

町として整備状況を把握しているのか、把握しているとすれば整備状況についてお聞きいたします。

○農政課長（皆川 学君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） お答えします。

酪農業における非常用電源の整備状況ですが、直近の各農協への聞き取りによると、発電機整備済みの農家戸数は561戸で、整備率は約93%となっていますので、非常用電源設備は、ほぼ整備されているものと認識しているところです。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 93%の充足率ということですが、この残り約7%、残りのこの7%については、個人の対応になるのか、それとも農協の方で地域で助けや合う等のそういう対応を考えているのか、それとも個人で考えてくださいというような対応になってい

るのか、そこの辺お願いいたします。

○農政課長（皆川 学君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） お答えします。

ほかの7%、残りの方ですけれども、農協の方で発電機等ありますので、それを活用してですね、非常事態には対応していくということで確認をしております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

では、二つ目の質問に。

平成6年10月4日に北海道東方沖地震が発生しました。

マグニチュード8.2、別海町は震度5強で、国道・道道・町道が寸断され、家屋も多数損壊、水道も断水するなど被害は甚大でした。

30年前のことではありますが、水道の断水戸数、破損箇所の状況についてお聞きします。また、断水した農家戸数が何件、何日間あったのかお聞きします。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 北海道東方沖地震発生時の断水戸数につきましては、町内全体で1,962戸が断水となりました。破損箇所は70か所で、その状況は水道管の破損、継手の離脱、配水池導流壁破損などの被害となっております。また、農家につきましては、591戸で断水が発生しており、復旧には地域によりますが、町内全体で3日から8日を要しました。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

当時で、3日から8日と地域ごとに差はあったのかなと思うんですけれども、その時の断水の対応はどのように、酪農のですね、酪農の断水に関しての対応は、どのようにしたのか、もし記憶が残っていれば。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 地震発生直後は、道路も寸断され、水道施設を最優先として復旧に当たり、道路が通行可能となつてからは、農協でミルクローリーを出動させ、使用可能となつた消火栓を利用し、各農家に対し応急給水を行ったと聞いております。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

では、三つ目の質問に移ります。

国営かんがい排水事業で排水管等を交換していますが、現在の進捗状況及び、耐震化の状況をお聞きします。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 国営かんがい排水事業の進捗状況ですが、事業実施4地区のうち、別海地区、別海南部地区、別海西部地区の3地区が完了しており、残る別海北部地区は、令和12年度に事業完了する予定となっております。

全地区事業完了時の配水管総延長は323キロメートルを計画しており、現在までの完了済み延長は192キロメートル、59%の進捗率となっております。

町全体の耐震化の状況ですが、水道管総延長1,128キロメートルのうち耐震適合管を使用している延長は161キロメートルで、耐震化率は14%となっております。

今後、国営かんがい排水事業が完了することにより、耐震適合管使用延長は213キロメートルとなり、耐震化率は19%となる予定です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 令和12年で事業完了ということで、あと6年の予定ということなんですけれども、かんがい排水事業が完了した時に、耐震化率が19%になる予定ということなんですけれども、町としての耐震化率の目標値があれば、お願いいたします。

また、この耐震適合管なんですけれども、初めに耐震化を始めた頃と物が違うのかもしれないんですけれども、例えば、その震度どれぐらいのものに対応できるか等がおわかりでしたらお願いいたします。

○議長（西原 浩君） ここで答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午前 3時42分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） まず、耐震化率の目標なんですけれども、町としての目標設定はございません。

ただ、国の方からの指示とございますか、目標に関しましては、水道管の中で、基幹管路というものがございます。

いわゆる取水場から浄水場まで、浄水場から各地域の配水地までの送水管のことを基幹管路と申しますけれども、それについては、国としては60%以上目指しなさいというものがございます。

それに対しまして、別海町は61%の耐震化となっております。

次に、管の種別ですけれども、これは耐震化を進めている当時から管の形状については、変更はございませんけれども、何が違うかといいますと、管の継ぎ手が抜けづらくなっているような構造になっております。

耐震の強度ですが、おおむね震度6強ぐらいまでは、耐震化できるというものになっております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 今、国が定めている目標値が60%ということで、取水のところ

から配水のところまで、この耐震化率が19%となる予定というのは、このかんがい事業のところの耐震化率だったのでしょうか。

すいません、ちょっとここの数値がちょっと違ったもので。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 19%につきましては、町の水道管全体の中での耐震化率となります。

ですから、今の基幹管路ということに関しましては、全体量が短いものですから、そのうちの耐震化率というのは61%という状況になっております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい、わかりました。

次の質問へ移らせていただきます。

4番目、千島海溝地震で断水が長期にわたると水の供給が課題となります。

各農協や事業者で受水槽や水タンクの設置を進めているところですが、水の運搬が課題となります。

乳牛は1日当たり80～100Lの水を必要とします。暑熱の厳しい季節はさらに多くの水を必要とし、厳冬期は凍結により水の保管が厳しい時期になります。

近年、酪農業は規模拡大し、1事業所当たりの水の需要は多くなっています。

災害時における生活用水の確保は最優先ではありますが、営農用水の確保も重要と考えます。

営農用水確保について、町は農協など関係団体とどのような協議をされているか、夏季における対策、厳冬期における対策を協議しているかお聞きいたします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

これまで、農業版の防災対策として農協等と協議を行っていますが、営農用水の確保については、過去にも上水道の一部が断水となり、ミルクローリー車を給水車両として配備することで応急給水を行い対応した経緯があり、今後においても、各農協と連携を取りながら対応できるものというふうに考えております。

一方、より広範囲にわたって断水となった場合は、河川等からの取水も考慮しなければならない事態も想定されます。

そのため、各農協と協議の上、河川等からの取水に対応できるよう、国の交付金を活用し、エンジンポンプの導入を進めているところです。

今後は導入したエンジンポンプの利用について、取水方法や取水箇所、取水後の運搬・保管の方法などを各関係機関と対応していくこととしております。

また、各農協等と夏季・冬季それぞれの季節における対策を含めた非常時の営農用水の確保について、様々な角度から、引き続き、協議を進めたいと考えています。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

今の答弁をいただきまして、農協としっかりと膝を突き合わせて協議されているんだなと思ったところなんですけれども、過去の経緯とミルクローリー車で給水車両として行った経験があるってということだったんですけれども、それから先ほどの質問でもありました、東方沖地震の時の対応なのかと思いますが、その当時の酪農の規模と現在の規模では1戸当たりの乳牛の頭数とかも変わってきているのかなと。

30年も経ちますので、それを踏まえて、それを踏まえた上でも、そのミルクローリーでの一時的だと思うんですけれども、給水車両としての対応で間に合うという協議の内容なんでしょうか、お聞きいたします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

当然ながらですね、30数年前の時の酪農情勢と今の情勢は大分違いますし、酪農戸数も、大分減ってきてますんで、戸数自体も違います。

ローリーの車両もですね、当時の車両と違って、今は、大規模になっております。

ただ、その大きい車両で、全部まかなえることができるかといったら、そうとは限らないと思います。

ただ、一時的にですね、緊急を要する場合、あるいはその道路が通行できる場合には、一定程度のですね、応急措置はできるんじゃないかというふうに判断しております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

次の質問に移ります。

五つ目、別海町水道事業ビジョンでは、災害時に速やかに協定市町村との連携が取れるよう、災害伝達訓練を5年に1度行うとしていますが、その内容についてお聞きいたします。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 災害伝達訓練は、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会の災害時相互応援に関する協定に基づき、大規模な地震の発生に伴う水道施設の被害を想定し、応援要請等の手順を再確認し、被災時の早期復旧につなげる連絡体制を確立することを目的とし実施しています。

昨年8月に行った訓練では、あらかじめ決められたシナリオを参加市町村で分担し、情報収集・応援要請・連絡調整等の初動作業を電話及びFAXを用いて伝達訓練を行っています。

また、訓練には道東地区加盟市町村及び北海道地方支部、根室保健所が参加しています。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

次の質問です。

水道断水時における近隣市町村、北海道、国への支援要請計画についてお聞きいたします。

○建設水道部長（伊藤一成君） 議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） 断水時における支援体制については、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定に基づき、会員である別海町が被災した場合は、他の会員の応援を受けて、応急給水、応急復旧等が迅速かつ適正に遂行できるよう、近隣市町村及び全道・全国の相互応援体制が構築されています。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

次の質問に移ります。

町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として「別海町地域防災計画」が策定されているが、地震時における営農用水確保に対してどのように位置づけしているのか、町長の考えをお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） この質問につきまして、私からお答えさせていただきます。

災害が発生した際の給水については、別海町地域防災計画「第5章 災害応急対策実施計画」、「第6節 給水計画」を基に、対応することとなっております。

計画では、人命を守るためのライフラインとしての給水を想定し、災害により水道施設、その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最少限の飲料水を提供して、生活の保護を図るために行う応急給水、こちらを実施することを目的としています。町内の配水管につきましては、飲料水と営農用水を同じ管で配水しているため、どちらの用途につきましても、早期の復旧を目指しております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

人命を守るためのライフラインとして、町内の飲料水と営農用水も同じ管で配水しているために、これを全て一つにライフラインの早期の復旧ということで、計画をしているということで、認識いたしました。

本当に、災害はいつ起こるか分からないもので、本町で対応できることと、広く広域に協力し合って対応していかなくちゃいけないことが多々あると思いますので、引き続き、関係団体と協議をしながら、町民の生命・財産を守るために、努めていただきたいと思います。

では、2点目の質問に移ります。

「中小企業振興の今後と地域内経済循環について」お聞きします。

近年のライフスタイルの変化、インターネットを利用した商品販売の浸透、とりわけ事業者の高齢化による店じまい、店舗不足、建物の老朽化、商店街の縮小・消滅は本町においても他人ごとではありませんし、今起きている事実です。

中小企業、とりわけ小規模企業（事業者）の地域における役割は非常に重要だと考えます。住民の交流、まちの賑わいを担っている商業、サービス業の多くが小規模事業者で、地域内経済の循環を支えているからです。しかし町民の声に耳を傾けると、「スタートアップの要件に該当しないので事業を起こすのが難しい。」、「出店したいが店舗がない、できれば地域にお金を使いたいを使う場所がないから隣町に行くしかない。」、「地域ににぎわいが無くなり寂しい。」、などの声を聞きます。商業区が分散している本町の特性上、簡単な事ではない事は承知しておりますが、活力溢れ、消費生活の安定した豊かな住民生活、希望に満ちた別海町であり続けるため、本町の特性に合わせた、持続可能な地域内循環の再建が必要と考え、以下の質問をいたします。

一つ目、令和5年3月の定例議会木嶋元議員の質問に対する答弁内容から、中小企業振興審議会の開催状況について整理をするため、いま一度、確認いたします。

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で実施なし、令和2年度以前もやってないことがあった。

令和4年度、審議会、行動指針の次年度改定を目指す協議が行われた。

令和5年度、実施したのかしなかったのか、したのであれば協議の内容をお聞かせください。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

本年度は、令和5年9月5日に審議会を開催いたしました。

内容としましては、令和4年度別海町中小企業振興施策の実績報告、次期行動指針（計画）の策定方針について、町融資制度に係る新規創業支援枠の創設について、別海町の地域経済循環分析の使い方と別海町の概要についての4点について協議させていただいております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

今、本年度、令和5年9月5日に審議会を開催されたということで、その中で、行動指針の策定方法、町融資制度に係る新規創業支援枠の創設について、別海町の地域経済循環分析ということだったんですけれども、まず、この行動指針、行動指針を本町で策定した時ですね、行政と中小企業振興検討会議、そして中小企業振興審議会っていう流れで、こういう組織体があったと思うわけです。

行動指針を策定する時につくられた会議体が、中小企業振興検討会議だったと思われるのですが、そこです、この中小企業振興審議会の役割を改めてお聞きしたいんですけれども。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

所掌事務としましては、町長の諮問に応じ、中小企業振興施策について、調査審議し及び意見を述べること。

もう一つは、その他中小企業の振興に関する事項について、調査審議し及び意見を述べ

ることとなっております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

私もそのように認識しておりました。

審議会というのは、町長からの諮問に応じて、調査審議し意見を述べるところだと思われるわけです。

先ほどの答弁で、行動指針の策定方針について、また、地域経済循環分析の使い方と概要について協議されていますということなんですけれども、あくまでも、ここは審議する場所であって、本来、政策の中身を詰めるのは、この検討会議だと思われるのですが、検討会議が最後に行われたのはいつでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

検討会議につきましては、平成30年を最後に終了しております。

といいますのも、平成29年にですね、全国的に法令に基づかない私的諮問機関というのを一度見直せというふうに国から通達がございまして、この中小企業振興策につきましては、条例で定めてます中小企業審議会のみが諮問機関ということで、費用弁償等ですね、支払うことができますことから、前回の任期を持ってですね、一旦終了させていただいています。

しかし、審議会の方で、先ほど議員言いましたとおり、なんていうんですかね、実施部隊というような実施委員会というようなものは必要であろうということで、今、審議会の方で揉んでいただいているところでございますが、部会と専門委員会と条例に基づくような、条例に基づいた審議会委員の下部組織のようなものですね。

作る必要があるかということ、来年度、開催される審議会に揉んでいただこうかなというふうに聞いて考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

今ほど、条例に基づかないそういう組織はなるべく無くしていくというような話もありましたけども、もともと、この中小企業振興検討会議の役割というのは、この指針の策定であったり、指針策定後の運用における協議・検討、審議会の報告を受けて検討会議にというような、ちゃんとPDCAサイクルのこの分析・点検・評価ではないですね、実行する計画を立て、実行するっていうこの流れの一つだったと思うわけです。

それが無くなって、長いことこの中小企業振興審議会のみで、この評価する組織しか今までなかったわけですね。

過去何度も答弁されてたと思うんですけど、その評価するところだけだと、やはり政策を行った後の効果検証はできないと思うんですね。

今後、今の話ですと、令和6年度にその下部組織も実行部隊のようなど今おっしゃられましたけども、いわゆるそれは今まであったその検討会議のように、行政からの政策立案

に対して、方向性を定める協議・検討する組織体のようなものを、下部組織なのかよくそこはわかりませんが、検討をちゃんとできるような会議体を作る、図っていくっていう認識でよろしいのでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

中小企業振興条例ができた当時ですね、そのスタートアップとして検討会議を最初、立ち上げました。

その後、中小企業基本条例を制定するに当たり、行動指針等をですね、検討会議で進めていく中で、これを町長の諮問機関として審議会が必要だろうということで、実は検討会議は先にできて、次に審議会ができております。

それは、条例に基づいたものというふうにしております。

その後は、平成27年、平成28年と検討会議も並行して開催されてまして、28年だか、27年度当初、確かでございますけれども、条例の方に審議会を盛り込んだ際に、審議会のみが町長の諮問機関であるということで、ちょっと歪みができてしまった状態。

それと同時に、全国的に町長の諮問によらない諮問会議等ですね、私設諮問会議等ができたものですから、それも整合性を取りなさいということで、先ほど言いましたとおり、平成30年を最後に、その整合性をとれないまま検討会議の開催はしておりますせん。

先ほど来言ったとおりですね、条例に基づく町長の諮問会議というのは、審議会しかございませんので、そのような下部組織というか、専門部会というか、そういうものが必要なのかどうかも含めてですね、審議会の方で、今後、図っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

ここですと、これ以上押し問答したところで、恐らくこれ以上進まないと思いますので、今後ですね、本当に検討会議のような諮問会議とは別な会議体は作れないということなんでしょうけれども、しっかりと構成メンバーがもともと違ったと思うので、しっかりとその現場の声が届き、そして今の地域情勢に合わせて協議・検討できるようなですね、そういう意見をきっちり取り上げられるような集まり、会議体というのかわかりませんが、そういう組織を作っていってほしいと思います。

では、次の質問に移ります。

製造業その他従業員20人以下、商業・サービス業従業員5人以下、宿泊業及び娯楽業従業員20人以下に定義される小規模企業者(小規模事業者)の事業者総数、種別ごとの数、地区別件数を把握しているか、把握しているとすればそれぞれの数をお聞きいたします。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

令和3年の経済センサスの結果が公表されておられませんので、平成28年の経済センサスでお答えさせていただきます。

小規模企業数は、本町におきましては490事業所。

産業別では鉱業・採石業・砂利採取業が2、建設業が59、製造業が38、電気・ガス・熱供給・水道業が2、情報通信業が2、運輸業・郵便業が17、金融業・保険業が5、不動産・物品賃借業が42、学術研究、専門・技術サービス業が13、宿泊業・飲食サービス業が87、生活関連サービス業・娯楽業が45、教育・学習支援業が10、医療・福祉が20、複合サービス事業が12、卸売業・小売業が95、サービス業が41となっております。

なお、地区別件数については把握していません。

以上でございます。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

次の質問に移ります。

町として、空き家対策を講じていることは周知されているところですが、各商業地区の空き店舗の状況などは、商工会、関係団体などと情報共有されているかお聞きいたします。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

町内各地域における空き店舗の状況につきましては、町としては把握をしておりません。また、これらについて商工会に確認したところ、商工会の方でも把握していないとのことですので、現段階においては、商工会等関係団体との情報共有はしていない状況でございます。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

空き店舗の状況について、町としても、また商工会としても把握していないということなんですけれども、前文でも申し上げたように、別海町の特性上、地域が分かれていると、なかなかそこ難しい問題があると思うんです。

先ほど、経済センサスの数でも、これ全体の数だと思うんですけれども、宿泊業・飲食サービス業で87、生活関連サービス業・娯楽業が45、卸売業・小売業が95というように、いわゆる商店街、地域のにぎわいを担うようなその商店街の店舗は、実際、今は営業されている方もまた商売されてる方、たくさんいらっしゃるんですけれども、空き家対策と同じくですね、空き店舗というのがだんだん減ってきている。その地区別でそれぞれ違うんですけれども、自分の住んでいる地区の把握しかまだ正確にはできていませんが、西春別、そちらの状況に関しては、空き店舗がもうなくなってきている状況があるんですね。

というのも、長らく商売をする人がいなかったがために、持ち主にしてみれば、家賃がとれないということも問題もあるでしょうし、そういうことで住宅になっている問題があって、別海町の場合ですと、その商業地に住宅住んではいけないっていうようなそういう都市計画はありませんので、そうなりますと、当時建てた時に、住宅兼店舗で建て

てる。恐らく、どこの地区に関しても一緒だと思うんですけども、そういうような状況が、店舗を出してから40年、50年経って、もういい年齢だし商売をやめる。でも、そこには住んでいるという状況が、かなり町内全域に今も出てきてますし、これからも出ていくと思うんです。

そういうことも鑑みて、ある程度、その今の現実の状況を把握しなければ、この先何を計画していいかっていうこともわからないと思いますので、ぜひともですね、そこんところを、全部行政でやるのは無理だと思うので、そういう時こそ、その地域の団体ですとか、その関係団体等を使いまして、状況把握に努めていただきたいと思いますところですよ。

以上で、私の質問も終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番吉田和行議員の一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員

議員